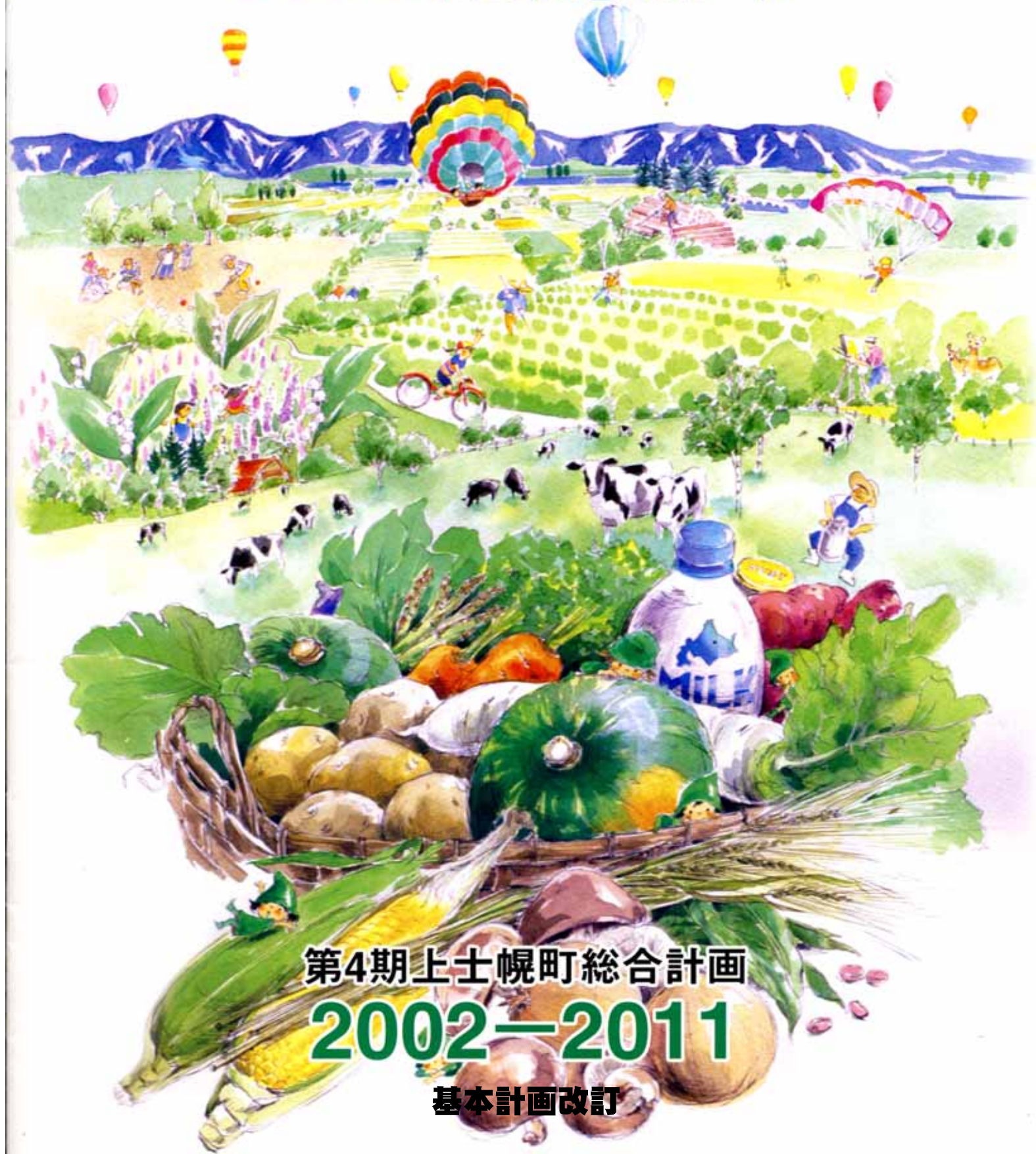


人が輝き 町が輝く 北の元気まち



第4期上士幌町総合計画

2002—2011

基本計画改訂

町章



上士幌の「上」を図案化したもので、上部は大空に舞い上がる力強い翼と大地に根をおろす若葉を意味する。下部の円形は町民の融和と団結を表し、未来に大きく伸びゆく姿を表徴したものである。

上士幌町民憲章

わたしたちは、豊かな資源と大雪の山なみがつらなる雄大な自然にはぐくまれ、たくましく尊い開拓精神をうけつぐ上士幌の町民です。

わたしたちは、このまちの町民であることに誇りと自身をもち、たがいのしあわせをねがい、明るい希望と高い理想をかかげて社会に奉仕するよい町民となるため、ここに町民憲章を定めます。

1. 心もからだもきたえ、すこやかな人になりましょう。
1. おたがいに立場を理解しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
1. きまりを正しく守り、明るい社会をつくりましょう。
1. 自然を愛し、美しく住みよいまちにそだてましょう。
1. 文化をたかめ、豊かな郷土を築きましょう。

CONTENTS | 目次 |

基本計画（改訂）

第1章 参加と協働でつくる北の元気まち

- 第1節 町民と行政の協働によるまちづくり・・・1
- 第2節 コミュニティの活性化・・・4
- 第3節 まちづくり活動・人材育成の推進・・・6
- 第4節 国際社会への対応・・・8
- 第5節 地域間交流・イメージアップの推進・・・10

第2章 豊かな自然と環境を生かした北の元気まち

- 第1節 自然環境の保全と共生・・・13
- 第2節 計画的な土地利用の推進・・・15
- 第3節 エネルギー資源の利用と研究・・・18
- 第4節 市街地形成と農村環境の整備・・・19
- 第5節 道路の整備・・・20
- 第6節 公共交通機関の確保・・・22
- 第7節 情報・通信ネットワークの整備・・・23
- 第8節 住宅・宅地の整備・・・25

第3章 安心・安全で快適な北の元気まち

- 第1節 上・下水道の整備・・・27
- 第2節 環境衛生・リサイクルの推進・・・29
- 第3節 公園・緑地の整備・・・32
- 第4節 消防・救急体制の充実・・・34
- 第5節 防災・防犯対策の充実・・・36
- 第6節 交通安全対策の充実・・・38

第4章 大地に根づいた産業を育てる北の元気まち

- 第1節 足腰の強い農業の確立・・・39
- 第2節 緑を育む林業の振興・・・45
- 第3節 鉱工業の振興と企業誘致・・・48
- 第4節 魅力あふれる商業の確立・・・50
- 第5節 豊かな資源を生かした観光の振興・・・52

第5章 健康とふれあいを大切にする北の元気まち

- 第1節 健康のまちづくり・・・57
- 第2節 医療体制の充実・・・60
- 第3節 高齢者福祉の充実・・・62
- 第4節 児童福祉の充実・・・65
- 第5節 障がい者（児）福祉の充実・・・67
- 第6節 母子（寡婦）・父子及び低所得者福祉の充実 69
- 第7節 勤労者福祉の充実・・・71
- 第8節 地域福祉の充実・・・72
- 第9節 充実した社会保障・・・75

第6章 個性豊かな人づくりと文化を育む北の元気まち

- 第1節 義務教育の充実・・・77
- 第2節 高等学校教育の充実・・・80
- 第3節 社会教育の充実・・・82
- 第4節 図書館の充実・・・84
- 第5節 スポーツの振興・・・85
- 第6節 文化財・地域文化の振興・・・87
- 第7節 博物館機能の充実・・・89

第7章 明日をみつめ効率的な行政を進める北の元気まち

- 第1節 スリムで柔軟な行政体制の確立・・・91
- 第2節 財政運営の健全化・・・94
- 第3節 多角的な広域行政の推進・・・96

人が輝き、町が輝く北の元気まちをめざして

- 第4期上士幌町総合計画 基本計画改定にあたって・・・98

基本計画(改訂)

第1章	参加と協働でつくる北の元気まち	1
第2章	豊かな自然と環境を生かした北の元気まち	13
第3章	安心・安全で快適な北の元気まち	27
第4章	大地に根づいた産業を育てる北の元気まち	39
第5章	健康とふれあいを大切にする北の元気まち	57
第6章	個性豊かな人づくりと文化を育む北の元気まち	77
第7章	明日をみつめ効率的な行政を進める北の元気まち	91

第1節 町民と行政の協働によるまちづくり

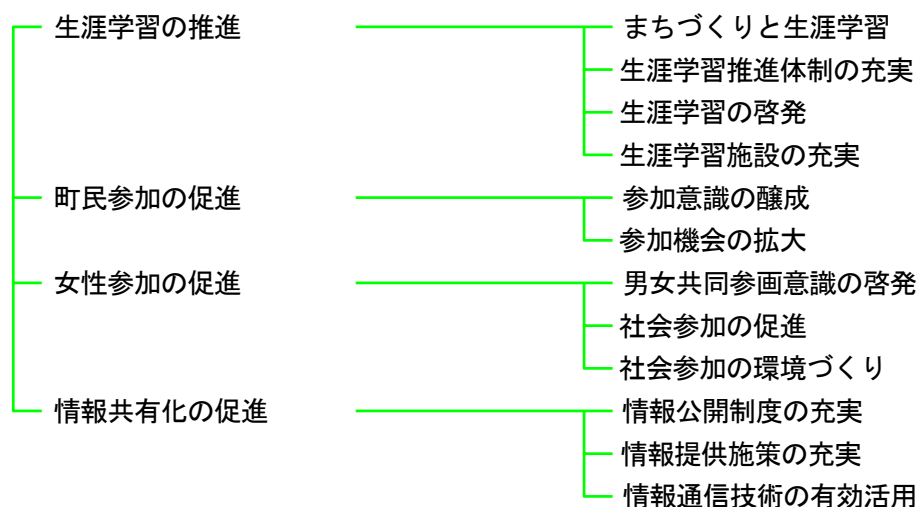
□現状と課題

- 生涯学習とは、生涯学習社会を築いて行こうとする「考え方」であり、生涯学習社会とは、「いつでも、どこでも、だれでも、何からでも学ぶことができ、学んだことが正当に評価される社会」と定義づけられています。
- 本町の生涯学習は、平成元年度から取り組まれて来ましたが、町民と行政の協働によるまちづくりには欠かせない観点であり重要施策です。この間、教育委員会部局に事務局が置かれ推進されてきましたが、取り組みは十分とはいえ、生涯学習をより推進するための体制作りを行なう必要があります。
- これまでのまちづくりは、行政主導で進められる傾向にありましたが、近年見られる少子・高齢化や環境問題など、地域社会が抱える複雑・多岐にわたる問題を解決するためには、多様な価値観や考え方をもつ町民多数の参加と協力が不可欠となっています。
- 近年、性別にこだわらず、個人の個性や能力を発揮して、あらゆる場で共に参画し、責任を担う「男女共同参画社会」の実現の声が高まっています。
- しかし、女性の社会参加の増大に対応した社会的な整備は不十分であり、各種女性団体の育成や各種審議委員などに女性の登用を進め、女性が社会参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 近年の経済や社会構造の複雑化と行政事務の多様化に伴い、住民の知る権利を保障することが求められています。
- 特に、公正で民主的な行政を推進するうえからも、行政情報の総合的な管理や公開などの各種制度の充実が望まれている一方で、これに伴い住民の権利や利益を侵害することのないよう、個人情報の十分な保護対策が必要となっています。
- 地方分権の時代を迎え、町の財政状況も厳しさを増す中であって、まちづくり活動は、これまでの行政主導から住民と行政が共に知恵を出し、汗を流す「協働のまちづくり」が求められています。
- まちづくり活動に対する住民意識の高揚と参加の促進を図っていくためには、住民と行政の情報の共有が第一であり、情報機器を活用した新しい情報共有のシステムづくりが求められています。

□基本目標

- 自主自立の地域社会の実現に向けて、生涯学習の推進と町民の参画を積極的に進め、町民と行政の協働によるまちづくりをめざします。
- 男女がお互いの特質を活かし、積極的に社会参加する「男女共同参画社会」の実現に向けて、女性がいきいきと活動できる環境づくりに努めます。
- 行政に対する理解と信頼を深めるため、情報公開制度の充実と適正な運用を図り、開かれた町政を推進します。

□施策の体系



□主要施策

1. 生涯学習の推進

(1) まちづくりと生涯学習

○生涯学習の理念は、まちづくり、人づくりの根幹を示す考え方として、その社会建設の具現化に向け様々な事業に取り組んできており、生涯学習を21世紀のまちづくりに欠かせない重要施策として推進します。

(2) 生涯学習推進体制の充実

○生涯学習推進協議会・研究所・情報委員会の一層の活性化と機能の充実を図ります。

(3) 生涯学習の啓発

○生涯学習だよりの発行をはじめ、生涯学習フェスティバル事業など、各種啓発事業の実施に努めます。

(4) 生涯学習施設の充実

○生涯学習センターの適正な維持管理に努めます。
○生涯学習施設の利用促進と周辺整備に努めます。

2. 町民参加の促進

(1) 参加意識の醸成

○情報の公開と提供に努め、町民のまちづくりへの参加意識の醸成を図ります。

○個人や地域・団体などが実践しているまちづくり活動を広報し、まちづくりへの参加意識の高揚に努めます。

(2) 参加機会の拡大

○一般公募制度により、各種審議会委員などに広範囲な町民の参加を進めます。

○「出前講座」など、少人数でも町民と行政が課題ごとに情報交換できる場の拡大に努めます。

○高度情報化社会に対応した新たな町民参加のシステムを構築します。

3. 女性参加の促進

(1) 男女共同参画意識の啓発

○広報による啓発活動をはじめ、さまざまな機会・場をとらえ、男女の固定的な役割分担意識や慣習の変革に向けて、男女共同参画意識の高揚に努めます。

○生涯を通じた男女平等、人権に関わる教育の充実に努めます。

(2) 社会参加の促進

○女性の感性や能力を生かすため、多様な社会参加の機会や場の提供に努めます。

○幅広い層からの町民ニーズを把握し、調和のとれたまちづくりを進めるため、各種審議会などへの女性の登用を進めます。

○農業など自営業での男女共同経営意識の醸成に努めます。

(3) 社会参加の環境づくり

○女性が安心して働けるよう、子育てや介護に関する社会的支援体制の充実に努めます。

○女性の社会活動への参加を促進するため、保育内容の充実に努めます。

4. 情報共有化の促進

(1) 情報公開制度の充実

○住民の知る権利を保障するとともに、住民参加の促進と行政の透明性を図るため、情報公開制度の内容の充実に努めます。

(2) 情報提供施策の充実

○町民に行政情報を積極的に提供します。

○広報誌など、各種広報活動の充実に努めます。

○情報コーナーなどの設置による情報の提供に努めます。

(3) 情報通信技術の有効活用

○庁舎内※LANシステムの整備と有効活用に努めます。

○行政と住民を結ぶ新たな情報通信システムの検討を進めます。

※LANシステム

同一組織内で用いられる情報通信網。

第2節 コミュニティの活性化

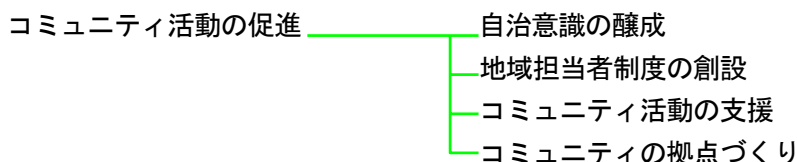
□現状と課題

- ライフスタイルの都市化と多様化・個性化、交流活動の広域化などにより、地域における共同体意識や連帯意識が希薄となり、また、地域人口の減少に伴い、従来の地縁組織が衰退する一方で、趣味や環境保全など同じ目的をもって結成された組織の活発化が見られつつあります。
- 活動の拠点となる施設については、生涯学習センター・山村開発センター・糠平温泉文化ホール・市街地集会所のほか、農村地区については校下ごとにコミュニティセンターを建設しています。
- また、住民の自主的な活動が徐々に生まれており、特にアダプトプログラム制度を活用し、町内会や商店会単位等で地域の美化に積極的に取り組む団体が増えています。今後も、さらに、自主的な活動を促す施策とともに、積極的に活動しようとする地域（町内会）を支援する施策が求められています。
- また、日常的に地域と行政を結ぶシステムづくりが求められています。
- ※コミュニティ活動の拠点となる集会施設の適正な管理に努め、活動展開の場として効果的活用を進めています。また、維持管理を地域に依頼し、自主的な管理運営を促進しています。

□基本目標

- コミュニティ活動を活発化させるため、自発的・自立的なまちづくり活動を助長し、地域住民相互の交流促進と町民の自治意識の向上をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. コミュニティ活動の促進

(1) 自治意識の醸成

- みんなで地域を守り育てる自治意識を醸成するため、地域の核となる人材の育成を図るとともに、各種研修会の開催や情報提供を行います。
- 地域の連帯感や相互扶助意識の高揚による自主的な地域づくりの推進に努めます。

(2) 地域担当者制度の創設

- 地域と行政との日常的な意志疎通を円滑にするため、地域担当者制度の創設を検討します。

(3) コミュニティ活動の支援

- 地域住民の自主的なコミュニティ活動を促進するため、活動に対する支援を行います。

※コミュニティ
地域社会。共同生活のための
地域集団。

(4) コミュニティの拠点づくり

- コミュニティ施設の適正な管理に努め、利用促進を図ります。
- コミュニティ施設の地域による自主的な管理運営を促進します。
- 老朽化したコミュニティ施設の補修・改善を進めます。

第3節 まちづくり活動・人材育成の推進

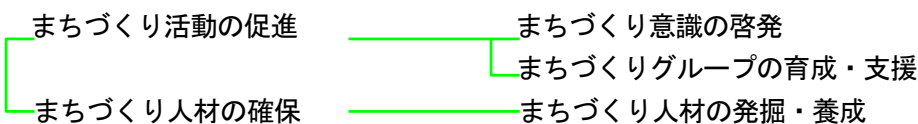
□現状と課題

- 産業の活性化や文化の向上、暮らしやすい生活環境やコミュニティの形成などは、そこに住む住民自身の意識と行動が基礎であり、まちづくりにおける町民参加の重要性がますます高まっています。
- 本町におけるまちづくりに関する条例や基本計画の策定に際しては、基本的に計画段階からの住民参画が行われています。
- 本町では、「地域の宝さがしの会」などまちづくり活動を実践するグループが設立され、自主的な活動が行われています。
- また、本町には自然体験の中から環境保全意識の高揚をめざす「ひがし大雪自然ガイドセンター」と旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋の保存と活用をめざす「ひがし大雪アーチ橋友の会」並びに障害者自立支援法に基づく障がい者の地域活動支援に取り組む「上士幌コミュニティサポートセンター白樺」の3つの※NPO法人があり、それぞれ活発なまちづくり活動を行っています。
- まちづくり意識の醸成には、町民と行政の情報の共有が第一であり、あらゆる機会を通じて町民に情報を提供するしくみづくりが必要となっています。また、町民の自主的な活動を支援するなど、活動を促す施策が求められています。
- まちづくりを進める上で、その中心となる人材の発掘と養成は最大の課題であり研修機会や参加機会の拡大と充実が必要となっています。

□基本目標

- まちづくり活動の促進に向けたグループの育成・支援を進めるとともに、その中心となる人材の発掘と養成に努め、だれもが自主的にまちづくりを実践できる地域をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. まちづくり活動の促進

(1) まちづくり意識の啓発

- 町民のまちづくりへの参加意識を醸成するため、広報等による行政情報の提供を積極的に進めるとともに、各種研修やまちづくり事業への参加機会の拡充に努めます。
- 町民と行政の役割分担を明らかにしながら、町民と行政が一体となったまちづくりの推進に努めます。

※NPO
法人格を持った公共サービスを行う民間非営利組織。

○町内外のまちづくり活動を広報し、まちづくり意識の高揚を図ります。

(2) まちづくりグループの育成・支援

○まちづくり活動の中心となるグループの育成に努めます。

○町民による自主的なまちづくり活動の促進と活動の輪を広げるため、まちづくり活動を支援します。

○ボランティア活動やNPO法人の取り組みを支援します。

2. まちづくり人材の確保

(1) まちづくり人材の発掘・養成

○人材育成のための各種研修事業などへの参加を促進し、まちづくりのリーダーとなる人材の発掘と養成に努めます。

第4節 国際社会への対応

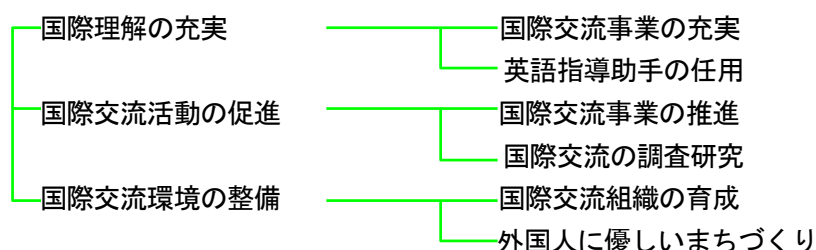
□現状と課題

- 情報通信や交通手段の発達により、あらゆる分野での※グローバル化が進んでおり地球規模での交流・連帯が求められています。このような動きに適切に対応して世界に開かれた魅力あるまちづくりを進めることが必要となっています。
- 本町では、昭和63年（1988年）にカナダ・アルバータ州・スレイブレイク町との交流が始まりました。その後、本町の国際交流活動の柱として英語指導助手の招へいや中高生を対象とした海外教育交流事業が行われてきましたが、海外教育交流事業は平成15年に休止し、英語指導助手の招聘は平成17年に中止しています。
- 現在はスペインソルソーナ市との文化交流を、教育委員会や町内小学校と連携して実施しているほか、十勝インターナショナル協会等との連携により国際交流を進めています。
- また、英語指導助手については継続した配置が望まれており、今後に対応していく必要があります。
- 職員の資質向上と国際貢献に向けて、青年海外協力隊等への派遣に積極的に対応する必要があります。

□基本目標

- 国際感覚をもった人材の育成と地域の国際化を推進し、国際社会に対応できる魅力ある地域をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 国際理解の充実

(1) 国際交流事業の充実

- 町民による自主的な海外研修事業を推進し、国際理解の充実と国際的視野をもった人材を育成します。
- 中高生の国際教育の向上と国際協力の意識向上を図ります。

(2) 英語指導助手の任用

- 英語指導助手の任用により、国際感覚の醸成と国際理解の充実を図ります。

※グローバル
世界的な。地球規模の。

2. 国際交流活動の促進

(1) 国際交流事業の推進

- 町民による自主的な国際交流活動を支援します。
- 十勝インターナショナル協会と連携した国際交流事業を推進します。

(2) 国際交流の調査研究

- 生活・文化・経済など、幅広い交流活動の展開に向けた調査・研究を進めます。
- インターネットなどの情報機器を活用した、新たな国際交流の展開を調査・研究します。

3. 国際交流環境の整備

(1) 国際交流組織の育成

- ホームステイの受け入れや通訳など、地域ボランティアの育成を図ります。
- 民間の国際交流の窓口となる組織の立ち上げを検討します。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- 十勝インターナショナル協会と連携し、案内看板や町の資料の外国語併記を進め、外国人来訪者に優しいまちづくりを推進します。

第5節 地域間交流・イメージアップの推進

□現状と課題

- 交通機関及び情報通信ネットワークの発達、地域間の距離を縮め、人の交流と物の交流がますます規模を拡大し、経済・社会・文化などあらゆる面において、相互依存関係が強まっています。
- 近年、健康・環境は社会的に大きなキーワードとなっており、様々な対策が行われ、商品などが開発されています。本町では、観光を加えた※「イムノリゾート上土幌構想」に基づき、多くの地域資源について科学的根拠を検証し、本物の癒しの場を提供して交流を図っていく必要があります。
- 都市と農山村の関係では、それぞれの魅力と機能、役割があり、相互補完をしながら新たなライフスタイルを広め、共生・対流を促進することが求められています。
- 本町のような農山村においては、人口減少、高齢化が進行し、地域の活力が減退気味にあることから、地域住民が自分たちの住む農山漁村の魅力を再認識し、都市との交流を進め、それを地域の活性化につなげていくことが必要となっています。
- 本町では、昭和51年に京都府丹波町と友好町の盟約を結び、行政・民間レベルでの様々な交流活動が行われてきました。平成17年10月に丹波町が近隣2町と合併し「京丹波町」が誕生したことから、盟約関係について両町で協議した結果、これまでの友好関係は続けながら、新たな盟約は締結しないことで、両町の協議が整いました。
- 一宮市（愛知県・旧尾西市）との交流事業は、熱気球によるイベント参加から、地元農産物の販売へと民間レベルでの交流に移行されております。
- また、佐賀市をはじめとする熱気球振興地域との交流活動は、イベント参加に止まらず、熱気球を媒介とする新たな交流事業の展開が求められています。
- 本町の応援団ともいえる「ふるさと会」は、東京、札幌、釧路、帯広に設立されており、希望者への広報配付をはじめ、各会の総会には町関係者が出席し交流を深めています。
- 上土幌町東京会では、ホームページの開設やふるさと訪問など自主活動が行われており、他ふるさと会においても出来る範囲で主体的な活動を促すことが必要です。
- 東京周辺に本社等がある誘致企業及び町にゆかりのある方々に集まっていただき、様々な情報・ご意見を頂くため「元気まち上土幌東京会議」を開催しています。
- 「熱気球の町かみしほろ」としての特色づくりと町のイメージアップに向けて、熱気球フェスティバルの開催をはじめ、熱気球をモチーフとした公共施設等の整備を進めてきたことから、本町の「らしさ」と知名度は徐々にアップしてきています。

※イムノリゾート上土幌構想

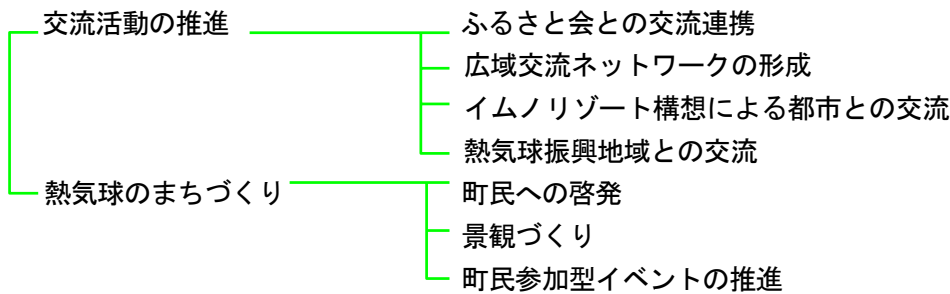
本町の豊富な地域資源を活かし、健康・環境・観光をキーワードとして地域活性化を図るもの。「イムノリゾート」は、免疫（イムノ）保養地（リゾート）の意【造語】。

○熱気球フェスティバルは平成18年で33回目を迎え、小さな町の大きなイベントとして内外にアピールできるまでに成長しました。しかし、当初の目標であった国際化の推進や規模拡大については非常に厳しい状況となっているため、今後は新たな目標設定を行いながら、熱気球による町のPRの展開を模索する必要があります。

□基本目標

- さまざまな地域との交流・連携による広域交流ネットワークを形成し、広域的な情報の収集・発信による地域の発展をめざします。
- 健康、環境、観光をキーワードとした「イムノリゾート上士幌構想」に基づき、地域の魅力を再発見し、都市と農山村の間で、お互いの魅力を楽しむことができるような互恵的な関係を構築し、「人・もの・情報」が循環する状況を創出する「*都市と農山漁村の共生・対流」を図ります。
- 熱気球をイメージした造形物の設置による景観づくりなど、あらゆる分野で“熱気球のまち”らしさを追求し、町のイメージアップを図ります。

□施策の体系



□主要施策

1. 交流活動の推進

- (1) ふるさと会との交流連携
 - ふるさと会との交流を推進し、本町の応援団として連携を深めるとともに、主体的な活動への支援を行います。
- (2) 広域交流ネットワークの形成
 - 他地域との交流を促進し、それぞれの地域特性を生かした広域的な交流ネットワークの形成による人材育成と地域振興を図ります。
 - 「元気まち上士幌東京会議」を開催し、都市側の様々な立場から意見交換を行い、まちづくりに活かすとともに、ネットワーク形成を図ります。
- (3) イムノリゾート構想による都市との交流
 - 都市と農山村との交流や情報提供を図り、長期滞在、二地域居住、移住に関する取り組みを推進します。
- (4) 熱気球振興地域との交流
 - 熱気球の盛んな地域や団体などとの幅広い交流を促進します。

※都市と農山漁村の共生・対流
 農林漁業体験や田舎暮らしなどの都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村にそれぞれ住む皆さんがお互いの地域の魅力を分かち合い、「人・物・情報」の行き来を活発にし、地域活性化を促進すること。

2. 熱気球のまちづくり

(1) 町民への啓発

- “熱気球のまち”としてのイメージづくりに向けた町民への啓発を進めます。
- “熱気球のまち”のシンボルマークまたはキャラクターづくりを進め、行政や民間での活用を促進します。

(2) 景観づくり

- 公共施設やサインなどの整備にあたっては、熱気球のイメージデザインに配慮するなど“熱気球のまち”らしい景観づくりを推進します。

(3) 町民参加型イベントの推進

- 熱気球大会や関連イベントへの町民参加を促すとともに、参加しやすい体制づくりを研究し推進します。

第1節 自然環境の保全と共生

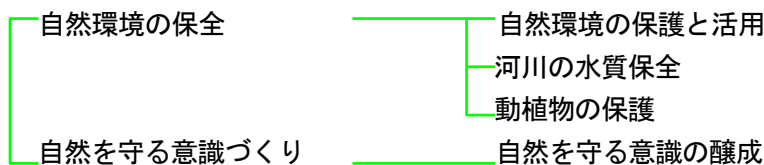
□現状と課題

- 地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化する中、平成17年2月に発効となった*京都議定書に基づき世界各国で地球温暖化防止に向けた取り組みが行われており、本町においても自然環境の保全はまちづくりの重要な課題となっています。
- 本町は大雪山国立公園をはじめ豊かな自然が多く残されている貴重な地域であり、本町の産業の発展やゆとりある生活環境は、これら自然の恩恵を受けて地域社会が形成されています。
- 心のゆとりを求める人々の意識の変化などを背景に、自然とふれあうニーズや自然への関心が高まりを見せており、本町の良い自然環境を将来の世代にわたって継承していくことが求められています。
- しかし、本町の自然環境も伐採や災害による森林の減少や、動植物の生息数の減少など、必ずしも恵まれているとは言えない状況にあります。
- 本町の自然と環境を守り育てるために平成17年に上士幌町環境基本条例が制定され、この条例に基づき町民等の行動指針を示す環境基本計画が策定されました。この計画を策定する過程で実施した町民の意識調査においても自然環境に対する意識は非常に高く、自然環境の保全と育成による自然との共生が求められています。

□基本目標

- 私たちの生きる基盤であり、心の豊かさを育む自然環境を保全・育成し、自然との共生をめざす地域をつくりまします。

□施策の体系



□主要施策

1. 自然環境の保全

(1) 自然環境の保護と活用

- 豊かで優れた自然環境を共有の財産として保護・育成し、後世に残します。
- 上士幌町環境基本条例及び上士幌町環境基本計画に基づき、調和のとれた自然環境の保護と活用を図ります。
- 町民の自然環境保全活動を支援し、自主的・積極的な参加を促進します。

※京都議定書

1997年(平成9)の気候変動枠組み条約第3回締約国会議で採択された、二酸化炭素などの温暖化ガス排出量の削減計画。2008年から2012年の5年間で、先進国の温暖化ガス平均排出量を1990年比で5.2%削減することを取り決め、柔軟性メカニズムが採用された。

(2) 河川の水質保全

○緑豊かな森林を保護するとともに、公共下水道、合併処理浄化槽の整備、公害の防止、農薬・化学肥料の適正使用など、環境汚染を防止し、水質の保全に努めます。

(3) 動植物の保護

○自然環境の保全と回復を行うとともに、保護意識の向上を図り、動植物の保護に努めます。

2. 自然を守る意識づくり

(1) 自然を守る意識の醸成

○自然体験や保養、レクリエーション活動などにより、自然とのふれあいを通して学ぶことのできる拠点整備を行います。

○学校との連携による環境教育を推進し、子どもたちの環境保全意識の啓発に努めます。

第2節 計画的な土地利用の推進

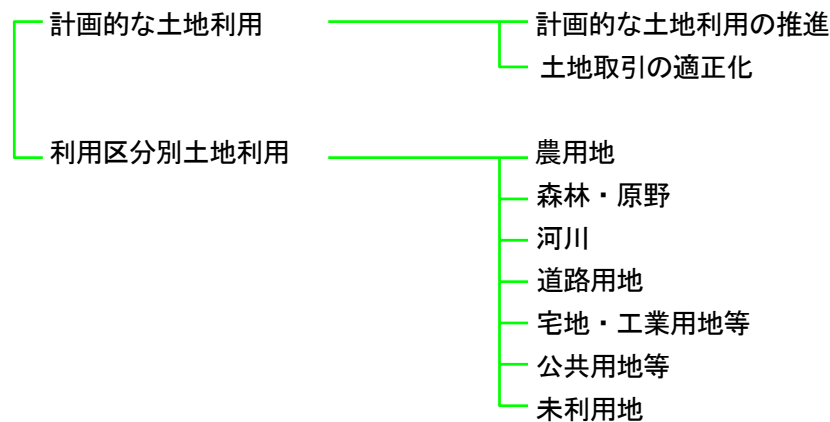
□現状と課題

- 土地は、住民の安全で快適な生活と、活力ある産業活動を支える基盤であるとともに、現在及び将来におけるまちづくりの貴重な財産でもあります。
- また、土地は限られた資源であることから、その利用にあたっては、公共の福祉のみならず、自然環境や景観の保全、さらにその土地のもつ自然的・社会的条件などを十分考慮して、効果的な活用を図ることが求められています。
- 本町は、快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて、住宅団地の造成や公園・公共施設の整備など、有効な土地利用に努めてきたところです。
- しかし、市街地については、廃業する商店による空き地、空き店舗が増加する傾向にあり、駐車場や※ポケットパークなどによる有効活用が求められています。
- 農地については、優良農地となりうる山林などの農地化が進められていますが、今後増加が予想される離農跡地の遊休化防止が重要な課題となっています。
- 森林地域については、耕地防風林の伐採や国立公園内の森林の荒廃が進んでおり、森林資源の回復と森の再生が求められています。
- 市街地には、具体的な利用計画を持たない未利用公共用地が存在しており、将来を見据えた慎重な利用計画づくりが求められています。

□基本目標

- 農用地の保全と活用を図るとともに、森林資源の保護と育成を積極的に推進し、さらに中心市街地の整備と住宅用地の確保など、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

□施策の体系



※ポケットパーク

道路整備や交差点改良によって生まれたスペースに作った小さな公園。

□主要施策

1. 計画的な土地利用

(1) 計画的な土地利用の推進

○土地利用指針の適切な見直しを進めるとともに、魅力ある市街地形成を推進するため、市街地区の中長期的な土地利用計画の策定に努めます。

(2) 土地取引の適正化

○土地関係諸法令の適正な運用により、土地取引の円滑な推進を図るとともに、無秩序な開発行為を防止します。

2. 利用区分別土地利用

(1) 農用地

○土地改良及び地力の維持・増強などによって、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、計画的な生産基盤の整備や無秩序な転用の抑制によって優良農地を維持・確保し、その用地の有効利用を図ります。

○市街地に混在している農用地については、その利用形態を明確にし、総合的な観点から、他の土地利用との計画的かつ適正な調整を行います。

(2) 森林・原野

○森林の公益的な役割が重要であることなどを考慮し、経済的機能とともに国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全など、森林資源の確保と有効活用を図ります。

○市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全するとともに、耕地防風林については、風害の防止と農村景観づくりに向けた保全と育成を図ります。

○原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林・原野については、生態系及び景観の維持などの観点から保全と育成を図ります。

(3) 河川

○河川については、単に水の氾濫を防止するための整備ではなく、自然環境の保全と創出に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境、親水性に富んだうろちのある水辺環境など、ソフト面を配慮した整備を図ります。

(4) 道路用地

○市街地については、環境施設帯の設置、道路緑化の推進などにより、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

○農道及び林道については、農林業の生産向上、農用地及び森林の適正な管理、さらには農山村の生活環境の改善などを図るため、必要な用地を確保するとともに、整備にあたっては、自然環境の保全に配慮します。

(5) 宅地・工業用地等

○住宅地については、地域特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、北国にふさわしい良質で多様な住宅・宅地の安定供給に必要な用地の確保を図ります。

○工業用地については、地場産業の育成及び企業誘致を促進するため、必要な用地の確保を図ります。

○商業の活性化と中心市街地への居住を推進するため、良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

(6) 公共用地等

○公共施設の用地については、住民ニーズを踏まえるとともに、環境の保全に配慮し、適正に配置するために必要な用地の確保を図ります。また、新たに発生するプロジェクトに対する公共用地の先行取得を進めます。

(7) 未利用地

○市街地の未利用地は、再開発用地やオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地などとしての活用を図ります。

○農山村の耕作放棄地は、農地として利用が困難なものについては、森林としての活用を図るなど、それぞれの立地条件に応じて積極的に有効活用を図ります。

土地利用状況 (平成18年1月)

区 分	面 積 (ha)	構成比 (%)
農用地 (牧場含)	11,682	16.8
山 林	53,130	76.4
原 野	2,323	3.3
池 沼	894	1.3
宅 地	390	0.6
雑種地・その他	1,168	1.7
合 計	69,587	100.0

(資料：税務概要調書より)

第3節 エネルギー資源の利用と研究

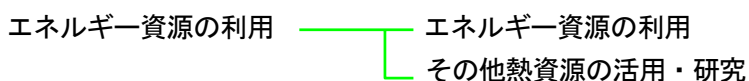
□現状と課題

- 地球温暖化などの環境問題に対応するため、環境にやさしい※クリーンエネルギーへの転換、省エネルギーの一層の推進が求められています。
- 遊休状態にある太陽光発電施設の利活用を検討してきましたが、再利用には多額の経費が必要であり、この施設の利活用は断念せざるを得ない状況となっています。処分も視野に入れた対策を検討していきます。
- 温泉資源については、上士幌市街（ふれあいプラザ・高齢者生活福祉センター）、糠平・幌加地区において活用しており、町民の日常生活や重要な観光資源として利用されています。

□基本目標

- 環境負荷の少ないクリーンエネルギーへの転換と省エネルギーの普及を推進し、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、温泉を活用した施設整備の調査研究を進めます。

□施策の体系



□主要施策

1. エネルギー資源の利用

- (1) エネルギー資源の開発・利用
 - 公共施設への新エネルギーの導入について検討します。
 - 事業所や一般住宅への新エネルギーの導入促進に向け啓蒙・啓発活動を推進します。
 - 省エネルギー化を推進し、環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を行います。
 - 未利用資源等を活用した※バイオマスエネルギーや※バイオエタノールなどの導入について検討します。
- (2) その他熱資源の活用・研究
 - 糠平温泉地区の未利用泉源の有効利用により、糠平温泉街の活性化を図ります。
 - 温泉を利用した施設の整備と、未利用泉源の多目的利用の調査研究を行います。

※クリーンエネルギー

※バイオエタノール

大気汚染や地球温暖化などに配慮した環境への負荷の少ないエネルギー。電気、液化石油ガス、水素など。特にバイオエタノールなどのバイオマスエネルギーはカーボンニュートラルなエネルギーとして注目されている。

※バイオマス

動植物に由来する有機物であったエネルギー源として利用することができるもの。バイオマスエネルギーとはバイオマスを原料として得られるエネルギーのこと。

第4節 市街地形成と農村環境の整備

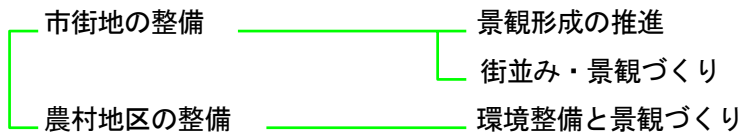
□現状と課題

- 市街地全体に木や花などの緑が少ないため、美しい自然景観と調和した市街地景観づくりが求められています。また、身近にふれあうことのできる自然も少ないことから、街路樹や緑地などの環境整備が求められています。
- 商店街近代化事業の推進とともに生じた商店街の空き地や空き店舗対策が、中心市街地の重要な課題となっています。
- 公共施設や店舗、看板、標識などのデザインに統一性がないことから、景観に配慮した個性的な街並み形成が求められています。
- ※グリーンツーリズムの発達とともに農村景観が注目されており、観光資源としての美しい農村景観の保全と形成が必要となっています。
- 字名・地番の改正が長年の懸案事項となっていますが、膨大な財政支出と長期間の事業となることから実施に至っておらず、調査・検討が必要となっています。

□基本目標

- 親しみやすく、緑あふれる市街地形成と農村環境の整備により、うるおいと安らぎのある居住環境と美しい景観のまちづくりを推進します。

□施策の体系



□主要施策

1. 市街地の整備

(1) 景観形成の推進

- 上士幌町環境基本条例、上士幌町環境基本計画および公園マスタープランなどに基づき、うるおいと安らぎのある地域景観の形成に努めます。

(2) 街並み・景観づくり

- 緑化の推進と景観に対する住民意識の高揚を図り、美しい街並み景観の形成に努めます。
- 建築物、標識、街路灯などのデザインの統一化により、個性的で調和の取れた街並み整備に努めます。
- 国道から中心市街地へのアクセス道路を整備するとともに、本町の玄関としての演出・整備を推進します。

2. 農村地区の整備

(1) 環境整備と景観づくり

- 上士幌町環境基本条例、上士幌町環境基本計画および上士幌町農村環境計画などに基づき、自然と調和した美しい農村景観の保全・形成に努めます。

※グリーン・ツーリズム

農山漁村の民宿を利用した長期滞在型旅行で、滞りて余暇を楽しみ、地域の人々と交流を図る活動。

第5節 道路の整備

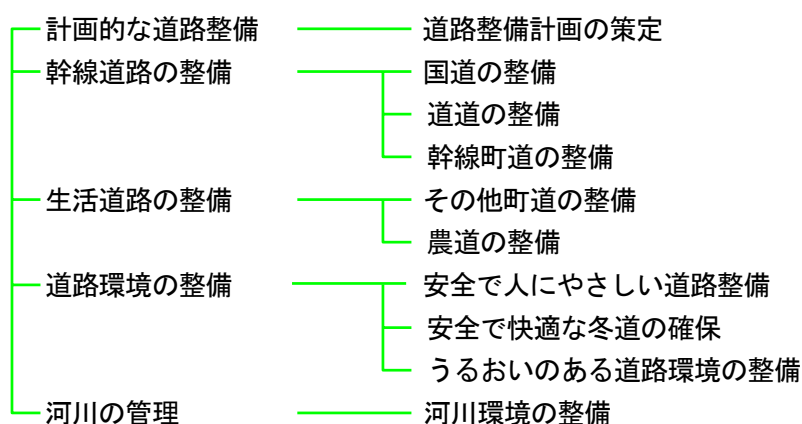
□現状と課題

- 本町には国道241号と273号の2本の国道が縦横断していることから、十勝圏における道北、道東との広域ネットワークの重要な拠点としての整備が求められています。特に国道273号は、物流関係車両や大型観光バスなどの交通量が増加していることから、引き続き安全性に配慮した整備を推進します。
- また、道道については殆どが改良舗装整備されていますが、さらに既存路線の整備とともに、区域変更による拡幅整備と交通安全施設の整備が必要です。特に道道士幌上士幌線の拡幅整備を推進します。
- 幹線町道は、改良率95%、舗装率85%とほぼ計画通り整備されており、その他の町道についても、改良率57%、舗装率34%で整備が進んでいます。今後は公共施設及び中心市街地へのアクセス道路、また団地内の防じん舗装などの生活道路の整備が必要となっています。

□基本目標

- 国道及び道道の整備促進を積極的に要請するとともに、幹線町道などの計画的な整備を促進します。また、道路の利用スタイルの変化や利用者ニーズを踏まえた「安全・円滑・快適」な道路整備を推進します。

□施策の体系



□主要施策

1. 計画的な道路整備

(1) 道路整備計画の策定

- 計画的な道路整備を推進します。

2. 幹線道路の整備

(1) 国道の整備

- 国道273号上士幌市街地の拡幅整備を推進します。
- 国道241号の国道沿線修景整備として「並木」の植栽整備を推進します。

(2) 道道の整備

- 道道士幌上士幌線の拡幅整備や交通安全施設等の整備を推進します。
- 道道の道路環境整備を推進します。
- 道道への区域変更・昇格運動を推進します。

(3) 幹線町道の整備

- 大型車両の交通確保、冬期交通の安全確保、歩行者の安全確保など幹線道路整備を推進します。
- 国道から中心市街地へのアクセス道路の整備を推進します。

3. 生活道路の整備

(1) その他町道の整備

- 公共施設及び中心市街地へのアクセス道路の整備を推進します。
- 団地内の防じん舗装整備及び団地内幹線道路の再整備を推進します。

(2) 農道の整備

- 農業の発展方向に即した農業生産の近代化、農業生産物の流通機構の合理化を図る上で必要な農道網の整備を図り、併せて農村の生活環境の改善を図ります。

4. 道路環境の整備

(1) 安全で人にやさしい道路整備

- 身体障害者や高齢者などの視点に立って、幅の広い使いやすい歩道、段差の適切な切り下げ、歩道上の電柱除去など、誰にでも使いやすく安全で快適な道路整備を推進します。

(2) 安全で快適な冬道の確保

- 冬期間における町道の交通を確保し、住民が安全で快適な冬を過ごせるよう、速やかな除排雪体制に努めます。

(3) うるおいのある道路環境の整備

- 並木の植栽や花壇の設置など、安らぎとうるおいが感じられる道づくりを推進します。

5. 河川の管理

(1) 河川環境の整備

- 災害の発生を防止し、適正な水利用を図るとともに、河川環境の整備を図り、安全で快適な生活環境の確保に努めます。
- 定期的な河川パトロールを行い、河川環境の適正な管理に努めます。

第6節 公共交通機関の確保

□現状と課題

- 昭和62年の旧国鉄士幌線の廃止後は、代替交通機関として帯広～上士幌～糠平・足寄間は民間バス、糠平～三股間は乗合タクシーが運行していました。糠平～三股間の乗合タクシーは、地域協議の結果、平成15年10月から都市間バスを利用することとし、乗合タクシー事業は廃止となりました。また、足寄行き足寄急行線は、バス事業者の意向により、平成16年10月から廃止され、通学バスで対応することとなっています。
- どの路線も自家用車の普及や沿線自治体の過疎化・少子化により利用者が減少していますが、子供や高齢者、障がい者などの交通弱者にとっては、バスが残された唯一の公共交通機関となっています。
- 公共交通機関の確保対策として、民間バスについては地方バス制度による運行経費の補助（国・道・沿線自治体）を行い運行しています。
- 乗合バス事業は、国の需給調整規制の廃止や補助制度の見直しなどが行われるとともに、利用者の減少により赤字額が増加していることから、沿線自治体の負担が増加しています。このことから、利用実態に応じた路線の再編が必要となっています。
- 平成17年度に景観や利用者ニーズに配慮した市街地のバス待合所の整備を行っています。

□基本目標

- 新たな地方交通のあり方について検討を行い、住民の足である公共交通機関の確保に努めます。

□施策の体系

- | | |
|-------------|-----------|
| バス路線の確保 | 地方バス路線の維持 |
| その他、地方交通の確保 | 効率的な交通確保 |

□主要施策

1. バス路線の確保

(1) 地方バス路線の維持

- 沿線自治体及びバス事業者と連携し、路線の再編を行うとともに、国・道に強く働きかけ、バス路線の確保を図ります。
- 障がい者や高齢者に配慮した車両の導入をバス事業者へ働きかけます。

2. その他、地方交通の確保

(1) 効率的な交通確保

- スクールバスの混乗利用など、効率的な地方交通の確保に努めます。

第7節 情報・通信ネットワークの整備

□現状と課題

- 近年の情報通信技術の急速な進展は、時間と距離の制約を大幅に縮小し、人々の生活や地域社会、産業活動に大きな変化をもたらしています。
- このような中で、行政に対する住民ニーズはますます多様化してきており、高度な情報通信技術の導入による情報システムの改善、文書事務の電子化、情報提供の活発化など、行政の情報化の推進による行政サービスの向上への期待が高まっています。国においては※「e-Japan」戦略を策定し、さまざまな施策を展開するとともに、行政サービスを時間的・地理的な制約無く利用することを可能とする電子政府・電子自治体化を推進しています。
- 本町では、インターネット通信時代の対応としてホームページを開設し、町のPRを兼ねた情報の発信を行っています。総務省の調査ではインターネットの世帯普及率が9割近くに達していますが、年代や地域による格差が生じています。また、コンピューターウイルスの蔓延や情報流出が社会問題となっています。情報基盤、情報網の整備とともに、情報通信システムや情報セキュリティに習熟した人材育成が急務となっています。

□基本目標

- 高度情報化社会に対応した※電子自治体の実現に向け、行政の情報化を推進するとともに、情報通信ネットワークを活用した地域情報システムの構築による地域情報化を推進します。

□施策の体系



□主要施策

1. 地域情報化の推進

(1) 情報基盤の整備

- インターネット技術やホームページを活用した各種情報提供の充実を図ります。
- 地域公共ネットワークの整備など情報通信基盤の地理的格差の解消に向けた取り組みを進めます。
- 公共施設予約システム等新たな情報システムの導入など電子自治体構築に向けた取り組みを進めます。
- 防災・保健医療・福祉・教育・環境など、幅広い分野において高度情報化を推進します。
- 農業情報システムや観光情報提供システムなど、産業振興のための高度情報化を推進します。
- 高齢者や障がい者など情報弱者に配慮した情報化を推進します。

※e-Japan 戦略

すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府の基本戦略。

※電子自治体

情報通信技術を活用して各種行政サービスを提供する自治体。インターネットなどを通して、行政情報の入手や各種申請・届出が行える。

(2) 高度情報化に対応した人づくり

- 地域の高度情報化を進める人材の育成に努めます。
- 高度情報化社会に対応するための情報教育の充実を図ります。

第8節 住宅・宅地の整備

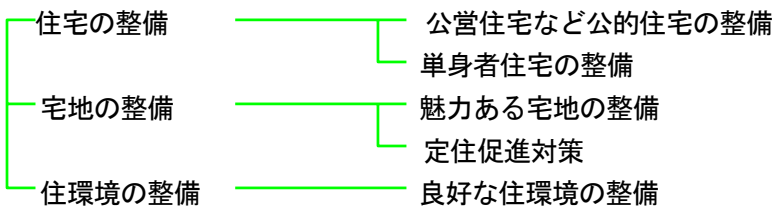
□現状と課題

- 生活水準の向上や自由時間の増大などに伴い、人々の価値観やライフスタイルが変化するなかで、地方定住を促進するための住宅や住環境の整備など、地域特性を生かした多様なニーズに対応した良質な住まいづくりが求められています。
- ゆとりのある区画と、団地内道路や公園緑地等に配慮した宅地造成を行い、良好な住環境を整備した宅地の販売をしていきます。
- 町の人口減少は続いているが、世帯の分離化や核家族化の傾向により、世帯数は横ばいとなっており、住宅の確保が求められています。
- 町の住宅事情は、民間活力による賃貸住宅の確保が困難な現状にあり、公営住宅の整備と老朽化した公営住宅の改善が求められています。
- 特に、西団地や糠平団地など、老朽化が進んだ団地の再整備として、建替えや改修などの検討を進めていきます。
- 平成8年度から「ふれあい団地」の建て替えが進む中で、新規公営住宅の供給と特定公共賃貸住宅の供給により、一定の需要をカバーしてきています。
- ふれあい団地は、ゆとりある公営住宅を提供するため平成15年度に全戸が完成しました。今後は、よりよい団地内環境を維持するため、入居者とともに管理を進めていきます。

□基本目標

- 町民のニーズやライフスタイルにあった快適な居住環境づくりをめざした公的住宅の整備を推進するとともに、住環境の整備された宅地の提供による持ち家住宅建設を促進し、定住化に努めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 住宅の整備

(1) 公営住宅など公的住宅の整備

- 公営住宅の計画的な建替を進めます。
- 中堅所得者層向けの特定公共賃貸住宅を整備します。
- 公的住宅の適正な維持管理と周辺環境の改善を進めます。

(2) 単身者住宅の整備

- 単身者住宅の適正な維持管理と周辺環境の改善を進めます。

2. 宅地の整備

(1) 魅力ある宅地の整備

○整備した宅地の販売を推進するとともに、需用を見極めながら新たな宅地の供給を検討します。

(2) 定住促進対策

○移住をはじめとする定住促進に向けた事業の推進に努めます。

3. 住環境の整備

(1) 良好な住環境の整備

○町並み景観を配慮した住宅の建設を推進します。

○老朽廃屋などの撤去指導に努めます。

○未利用・低利用地の有効活用を図り、地域の住環境の向上に努めます。

○移住体験生活や二地域居住を含む本格移住に使用できる空家の把握と活用を推進します。

第1節 上・下水道の整備

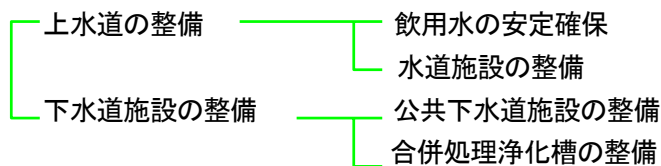
□現状と課題

- 本町における水供給は、簡易水道の区域拡張により簡易水道2地区、地域管理の共同給水施設5ヶ所により、ほぼ100%の普及率となっています。
- 近年、生活様式の変化、下水道の普及、農業規模の拡大などにより水道使用量が増加してきていることに加え、各施設、配水管の老朽化により有収率の低下を招き、施設能力に負担をかけている状況です。
- 老朽管の更新は、改良率で76%程度まで進んでいますが、清浄で安定した水の供給を図るため、今後も各施設の更新・統合及び老朽管の更新が必要です。
- 下水道は、特定環境保全公共下水道事業により整備が進められ、平成8年10月から供用開始されています。今後も整備区域を拡大すると共に処理場の増設を進め、快適で質の高い生活環境を創出する必要があります。
- 平成9年から個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽を設置しています。これにより、下水道計画区域以外でもトイレの水洗化や生活環境の改善が図られ、都市との格差解消が徐々に進み、若者定住の生活基盤が整いつつあることから、今後も積極的に計画を進める必要があります。

□基本目標

- 安全で良質な水の安定供給をめざし、水道施設の整備・拡充を図ります。
- 住環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を促進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

□施策の体系



□主要施策

1. 上水道の整備

- (1) 飲用水の安定確保
 - 石綿管等の老朽管の更新および破損の恐れのある箇所への解消に向け事業を推進します。
 - 水道メーター器の計画的な更新を進めます。
- (2) 水道施設の整備
 - 施設能力の不足を解消するために、増補・改良・更新事業を推進します。
 - 水道未普及地区の解消と水の安定供給を図るため、施設の統合も考慮した事業を促進します。

2. 下水道施設の整備

(1) 公共下水道施設の整備

○特定環境保全公共下水道事業により下水道施設の整備を進めます。

(2) 合併処理浄化槽の整備

○下水道計画区域以外における合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

第2節 環境衛生・リサイクルの推進

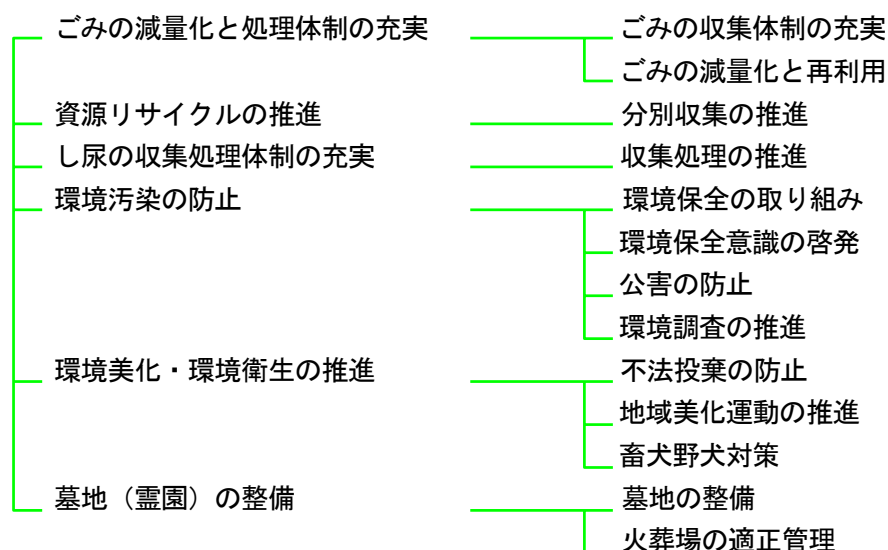
□現状と課題

- 可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・粗大ごみは北十勝2町環境衛生組合で処理し、平成12年度より資源ごみである空き缶・紙類・リターナブル瓶・ペットボトル・空き瓶・発泡スチロールは町内古物商店、プラスチックごみは士幌町のリサイクルセンターに搬入し処理しています。
- 近年、町内のごみの量は横ばいの状況が続いていましたが、ごみの焼却処理に伴うダイオキシンの発生や二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化などが世界的に問題となっており、さらなるごみの減量化が求められています。本町では分別収集を実施し、平成17年度からはごみ処理を有料化するなど、ごみの減量化に取り組んでいます。
- 少年会などによる資源回収、家庭の生ごみの堆肥化が取り組まれています。が、限りある資源を有効に活用し、環境に負荷のない生活が町民一人ひとりに求められており、一層の取り組みが必要となっています。
- し尿処理については、許可業者による有料収集を行い、十勝環境複合事務組合で処理していますが、下水道の整備により処理量が減少しています。
- ゴルフ場の農薬調査のためシリクニ川の水質調査を年2回行っていますが、これまで農薬は検出されていません。また、ナイタイ川、シリクニ川、居辺川、音更川などの水質調査を行っており、検査結果は環境基準値以下となっています。
- ごみの不法投棄、生活排水や家畜ふん尿などによる河川環境への影響が懸念されています。共通の財産であるきれいな川や環境を守り、次代に引き継ぐ活動、意識づくりが求められています。
- 空き地の雑草、放置廃屋、廃車、廃農機具、老朽化した立て看板が景観を疎外しており、所有者への啓発・指導と撤去・整理が必要となっています。
- 墓地については、上士幌共同墓地の他6か所に共同墓地があります。三股墓地の廃止や地域管理から町管理となった勢多・豊岡墓地の整理と適切な維持管理が求められています。
- 葬斎場は、昭和55年の使用開始から適切な管理・点検・補修をしておりますが、火葬炉など設備の老朽化に伴い、今後は施設の廃止も含めて広域的な対応を進めるよう検討が必要です。

□基本目標

- 良好で快適な生活環境を確保するため、廃棄物の資源化や有効利用と適正な処理対策の充実に努めます。
- 環境美化意識の高揚を図り、公害のない美しいまちづくり、環境づくりに努めます。

□施策の体系



□主要施策

1. ごみの減量化と収集処理体制の充実

(1) ごみの収集体制の充実

○ごみの分別の徹底による再資源化とスムーズで効率的な許可業者による収集体制の充実を図ります。

○環境を汚染しない適正なごみ処理と広域処理施設による処理を進めます。

(2) ごみの減量化と再利用

○資源集団回収奨励金など、ごみの減量化に向けた町民、各種団体などへ周知・啓発・啓蒙を推進します。

○生ごみの堆肥化と、その他のプラスチックの処理対策について検討します。

2. 資源リサイクルの推進

(1) 分別収集の推進

○限りある資源を有効活用するため、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法に基づき分別収集を推進します。

3. し尿の収集処理体制の充実

(1) 収集処理の推進

○公共下水道の整備及び合併浄化槽の普及促進を図りながら、許可業者による有料収集、搬出を継続するとともに、広域処理施設による処理を推進します。

4. 環境汚染の防止

(1) 環境保全の取り組み

- 上士幌町環境基本条例、上士幌町環境基本計画に基づき環境保全の取り組みを推進します。
- かみしほろエコオフィスプランに基づき地球温暖化防止の取り組みを率先的に実行します。

(2) 環境保全意識の啓発

- 環境保全意識の高揚に向けた運動などを提唱します。
- 毎日の暮らしの中で大気や水、土を汚染しないよう工夫する町民意識の醸成に努めます。

(3) 公害の防止

- 事業活動における公害の未然防止と環境保全のために、法制度に則した各種の規制などの周知、啓発に努めます。

(4) 環境調査の推進

- 定期的に河川の水質、雨水、大気等の調査を行ない、状況を把握します。

5. 環境美化・環境衛生の推進

(1) 不法投棄の防止

- 河川、空き地、道路端などへのごみの不法投棄の防止を呼びかけます。

(2) 地域美化運動の推進

- 定期的な町内一斉清掃の実施や「ポイ捨てゼロの日」、クリーン作戦など地域ぐるみの美化運動を推進します。
- 放置廃屋、廃車、廃農機具等の整理・撤去を呼びかけます。

(3) 畜犬野犬対策

- 定期的な見回りと広報紙などにより、飼育者への指導・啓発を図ります。

6. 墓地（霊園）の整備

(1) 墓地の整備

- 上士幌共同墓地の整備及びその他の地区墓地の適正管理を継続します。

(2) 火葬場の適正管理

- 定期的な施設の点検と補修を行い、効率的運営と周辺環境美化に努めます。
- 将来的な環境規制などを踏まえ、広域対応を検討します。

第3節 公園・緑地の整備

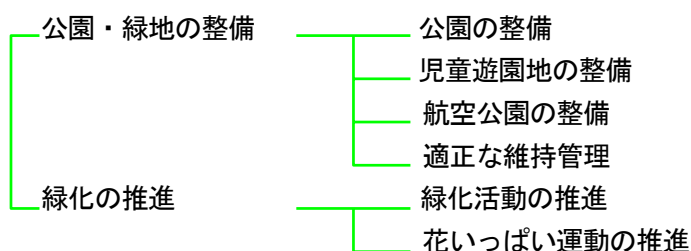
□現状と課題

- 本町には、公園及び児童遊園地が15ヶ所ありますが、パークゴルフ場と併用した公園もあることから、利用目的を明確にした公園・緑地づくりが求められています。
- 公園施設へのいたずらが絶えないことから、公園を守り育てる意識づくりと、地域での管理体制づくりが求められています。
- 児童遊園地の適正管理に努め、老朽化した遊具の整備・更新など、子供たちが楽しく安全に遊べる児童遊園地づくりが求められています。
- 航空公園は、キャンプ場やパークゴルフ場のほか、イベント会場としても活用されていますが、効率的な利用ができるよう管理する必要があります。
- 熱気球フェスティバルは、大会規模の拡大をめざし、さらなる用地の確保が必要とされていましたが、現在は、地方の特徴ある大会として定着しており、現状の航空公園をいかに効率的に使うかが課題となっています。
- 本町の商店街には木陰や休憩するベンチもないことから、身近な憩いと交流の場となる小公園の整備が求められています。
- 花いっぱい運動事業として、※フラワーマスターの育成と花壇づくりを推進しており、今後は花いっぱい運動を地域、職場・団体などに広げる必要があります。

□基本目標

- 景観に配慮し自然と調和した、やすらぎとうるおいのある公園・緑地を整備し、子供たちが楽しく安全に遊べる児童遊園地づくりを推進するとともに、生活に調和した緑と花いっぱいのまちづくりをめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 公園・緑地の整備

(1) 公園の整備

- 町民参加による公園・緑地整備を進めます。
- 老朽化した施設などの補修・改善を行います。

※フラワーマスター

花の育成管理や、まちなみ景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりリーダーとして認定され、指導助言のできる人。

(2) 児童遊園地の整備

- 町民参加による児童遊園地の整備を進めます。
- 老朽化した遊具の整備・更新を行います。

(3) 航空公園の整備

- 熱気球フェスティバルを継続して安全に開催するため、基盤整備を基本とした整備を進めるとともに、他の利用区域の効率的な活用と施設の充実に努めます。

(4) 適正な維持管理

- 公園・緑地・児童遊園地の適正な管理に努めます。
- 公園・緑地・児童遊園地を守り育てる意識づくりと、地域での管理体制づくりを進めます。

2. 緑化の推進

(1) 緑化活動の推進

- 屋敷林の育成を奨励するとともに、地域に調和した街路樹の整備を進めます。
- 道路沿線の植栽整備を積極的に推進します。

(2) 花いっぱい運動の推進

- 花いっぱい運動を展開し、空き地や公共施設、事業所、各家庭の周辺を花で飾り、美しくうるおいのあるまちづくりを推進します。
- 花いっぱい運動の指導者となるフラワーマスターの育成と組織づくりに努めます。

第4節 消防・救急体制の充実

□現状と課題

- 消防署職員は19名体制で従事していますが、救命講習、避難訓練、立入検査などその他の業務人員が常に不足している中で、日中の勤務者不足が課題となっており、計画的な充足が必要となっています。
- 現在の庁舎は、昭和56年（1981年）の役場合同庁舎建設時のものであり、その後の職員数の増加と車輛の大型化に伴い、事務所及び車庫が狭隘となっていることから、庁舎の増改築に関する検討が必要となっています。
- 団員の高齢化が進んでおり、60歳以上を占める割合が20%となっています。今後は、定年制の導入や条例定数（67名）の見直しとともに、女性消防団員の加入も検討すべき課題となっています。
- 災害時サイレン吹鳴時の難聴地区対策と住民への迅速な周知を行うため、さらにサイレンを増設する必要があります。
- 糠平温泉の宿泊施設に対し、宿泊客及び従業員の安全面を確保するために避難訓練や立入検査を実施していますが、今後は自主防火組織の充実が必要となっています。
- 住宅火災による死者が増加していることから、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられており、一般住民に対する周知に努める必要があります。
- 救急救助体制は※救急救命士等の有資格者の養成を進めるなかで救急業務を実施しており、消防学校救助科への派遣により消防体制の充実を図っています。今後、気管挿管及び薬剤投与救急救命士の養成を計画的に実施し、高度化救急業務体制社会に対応できる体制の整備が必要となっています。また、救助体制においては、多種多様な災害に対応できる隊員の育成を目指し、教育訓練を実施する必要があります。
- 救命士による特定行為の処置拡大（除細動、気管挿管、薬剤投与）のため、十勝メディカルコントロール体制が構築され、救命救急センター及び十勝恵愛会病院との指示体制協定書を締結し運用を図っており、今後も各医療機関における教育実習を継続し、救急隊員の資質向上とともに医療機関との連携を強固にしていく必要があります。
- 各事業所、団体からの要請に伴う救急講習をはじめ、「救急の日」には希望者を対象とした救急講習を実施しています。今後も、より多くの町民に対し応急手当の普及啓発活動に努めるとともに、定期的な救急講習会を開催することが必要となっています。

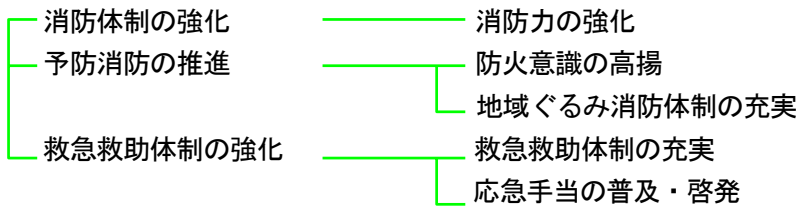
□基本目標

- 町民の生命および財産を守るため、消防体制の充実・強化を図るとともに、救急救助体制の充実と応急手当の普及啓発に努め、安心・安全の環境づくりをめざします。

※救急救命士

重度傷病者の搬送中、医師の指示のもとに気道の確保、心拍を回復させるための処置を行うことのできる国家資格を有する人。

□施策の体系



□主要施策

1. 消防体制の強化

(1) 消防力の強化

- 消防職・団員の充実を図り、消防体制の整備・強化に努めます。
- 消防車両の更新など、消防施設の整備・充実を図ります。
- 消防庁舎の増改築と通信指令装置の更新を検討します。
- 消防組織の広域化とともに無線のデジタル化に伴う整備を進めます。

2. 予防消防の推進

(1) 防火意識の高揚

- 町民の防火意識の高揚を図り、地震や災害発生時の対応や被害を軽減するための啓発活動を推進します。

(2) 地域ぐるみ消防体制の充実

- 各事業所、独居老人宅などへの立入検査を通し、火災予防の啓発に努めます。
- 災害時サイレン吹鳴難聴地域に対し、サイレンの増設を検討します。
- 一般住宅火災による死傷者の低減を図るため、住宅用火災警報器の普及啓発活動を推進します。

3. 救急救助体制の強化

(1) 救急救助体制の充実

- 救急救命士を確保し処置拡大（除細動、気管挿管、薬剤投与）に伴う資格教育研修を推進します。
- 救命救急士及び救急隊員に対する再教育に勤めるとともに医療機関との連携強化を図ります。

(2) 応急手当の普及・啓発

- 応急手当の普及啓発に努め、定期的な救急講習会の開催に努めます。
- AED（自動体外式除細動器）の必要性を住民に広く周知するとともに、使用方法の指導及び普及促進に努めます。

第5節 防災・防犯対策の充実

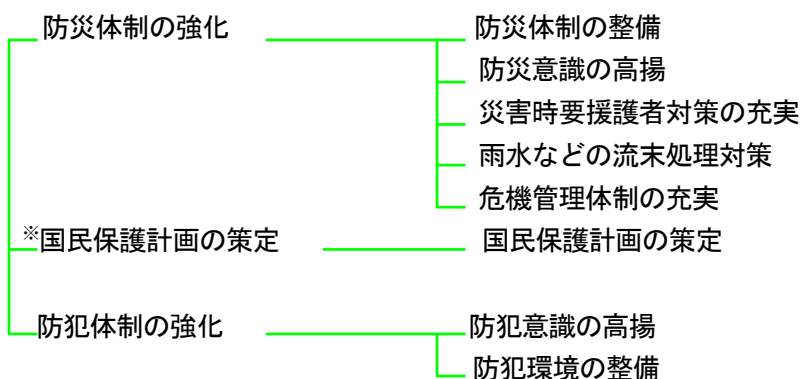
□現状と課題

- 災害として予想されるものは、火災・地震・台風・河川氾濫・山岳遭難があり、近年は、火山噴火も予想しなければならない状況にあります。
- これらに対処するため、平成7年度に防災計画を全面改訂していますが、社会の変化と時代のすう勢に即応した防災体制が必要であり、防災計画の見直しを図るとともに、災害時による不測の事態に対応できる防災体制を確立し、住民の避難誘導がスムーズに実行できる防災訓練が必要となっています。
- 自力で避難、移動等が困難な要援護者に関する情報の共有と地域での支援体制づくりが課題となっています。
- 防犯については、近年の社会情勢を反映して複雑化、凶悪化してきているとともに、年々低年齢化してきている状況にあり、カードやコンピューターなどによる知能的犯罪も増加してきています。
- 本町においては、犯罪によるものは年間数件と少ないものの、自動販売機や車上狙いなど、窃盗によるものが増えており、町民への啓発と警察官や防犯関係団体との連携を強化し、防犯意識の高揚と青少年の健全育成に一層努めるとともに、街路灯、防犯灯の増設と更新を図る必要があります。
- 私達を取り巻く安全保障の環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する侵略事態発生の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイル拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

□基本目標

- 災害時に適切な対応ができる防災体制の整備と防災意識の高揚に努め、災害に強いまちづくりをめざします。
- 防犯意識の高揚と犯罪防止に努め、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

□施策の体系



※国民保護計画

平成16年9月に施行された国民保護法に基づき策定するもので、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。住民の「避難」「救援」「武力攻撃災害への対応」を実施する。

□主要施策

1. 防災体制の強化

(1) 防災体制の整備

○地域防災計画については、必要に応じて改正を行い、新たな時代に対応した防災体制や防災情報システムなどの整備を推進します。

○上士幌フライトセンターとの連携による防災体制の充実を図ります。

(2) 防災意識の高揚

○災害時の避難場所への地図や誘導掲示板の設置を推進します。

○防災意識を高めるため、住民参加による防災訓練を実施します。

(3) 災害時要援護者対策の充実

○行政区等において、災害発生時に早急に要援護者の確認をとれるような支援体制の確立に努めます。

(4) 雨水などの流末処理対策

○融雪時や集中豪雨などによる水害を防止するため、雨水の流末処理対策を進めます。

(5) 危機管理体制の充実

○災害時の迅速な対応に向けた危機管理体制の充実を図るとともに、被災者に対する支援と心のケアの対応に努めます。

2. 国民保護計画の策定

(1) 国民保護計画の策定

○武力攻撃事態等が起こった際の対処を行います。

3. 防犯体制の強化

(1) 防犯意識の高揚

○各種広報誌などによるPRをはじめ、防犯関係団体との連携による啓蒙活動を強化し、防犯意識の高揚に努めます。

(2) 防犯環境の整備

○薄暗い地域の生活環境整備として街路灯・防犯灯の増設を進めるとともに、老朽化した照明灯の更新を行います。

第6節 交通安全対策の充実

□現状と課題

- 交通量の増加にあって、道内においても年間の交通事故死者数が500人を越えているという汚名を返上するため、あらゆる事故防止対策に努力していますが、依然として全国の中でも上位である不名誉な状況が続いています。原因の多くは一時停止を怠った事故で、本町においても交差点での出会い頭による事故が多発傾向にあります。
- こうした状況から交通事故のない安全なまちづくりを進めるためには、道路整備や危険箇所の交通安全施設の整備が重要となっています。
- 交通事故防止活動が関係機関・団体の協力により積極的に推進されていますが、今後さらに交通事故撲滅をめざした交通安全思想の高揚に努めるとともに、地域や職場及び家族ぐるみで、交通ルールを守る交通安全運動の実践が必要となっています。
- また、交通安全指導員の高齢化が課題となっており、指導員の養成を図る必要があります。

□基本目標

- 交通事故の撲滅に向けた啓発活動を強化するとともに、町内の各種団体・町内会・職場と行政が一体となった交通安全運動の推進により、安心・安全なまちづくりをめざします。

□施策の体系

- | | |
|---------------|---------------|
| 交通安全運動の促進 | 交通安全意識の高揚 |
| 交通安全環境の充実 | 交通安全施設の整備 |
| 町民交通傷害保険の加入促進 | 町民交通傷害保険の加入促進 |

□主要施策

1. 交通安全運動の促進

(1) 交通安全意識の高揚

- 保育児童及び小中学生に対する交通安全教育を充実させるとともに、高校生や高齢者に対する交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通安全キャンペーンや期別運動を通し、シートベルトの着用促進を図ります。

2. 交通安全環境の充実

(1) 交通安全施設の整備

- 交差点や通学路の安全点検を実施し、利用者に優しい道路整備を行うとともに、危険な箇所には、カーブミラーや道路標識・視線誘導標などの交通安全施設の整備促進を図ります。
- 交通の状況にあわせて、交通規制の見直しや信号機の設置などを関係機関に要請します。
- 中心市街地の事故防止に向け、公共駐車場を整備します。

3. 町民交通傷害保険の加入促進

(1) 町民交通傷害保険の加入促進

- 交通災害による生活への影響を軽減するため、町民交通傷害保険の加入促進を図ります。

第1節 足腰の強い農業の確立

□現状と課題

- 農業・農村の果たしている安心・安全で良質な食料の生産・供給の役割のほか、国土や環境の保全、水資源のかん養、景観の形成といった多面的な機能について、幅広く町民の理解を深めるとともに、新たな時代に対応した農業・農村政策が重要となっています。
- 本町の農業は、恵まれた自然と土地資源を活かした生産性の高い農業経営を目指して今日に至っており、地域経済を支える重要な産業基盤として大きな役割を果たしてきていますが、一方で、農家戸数は年々減少の一途をたどっています。
- このような中で、経営規模の拡大が進展し、一戸あたりの経営規模は、畑作が39ha、酪農は56haと十勝管内でも大きく、さらに拡大の傾向が見られます。
- しかし、離農跡地が既存農家に吸収される過程で農地の分散化が進み、その結果、大型機械の効率的運行を阻害し、長距離通作によるロスが経営合理化の妨げとなっていることから、農地の有効利用と生産性向上を図るため、分散農地の集団化を進める必要があります。
- また、将来的に遊休農地や耕作放棄地が発生しないよう、農地の効率的利用を図り、担い手及び認定農業者への農地集積など、積極的に農地流動化対策を推進する必要があります。
- 戦後農政の大改革といわれる※品目横断的経営安定対策が平成19年度から導入されますが、※農地・水・環境保全向上対策と併せて適切な対応が求められています。
- 本町の農業も国際化に対応し、輸入農産物や国内の他産地に打ち勝つために、生産基盤の計画的な整備の促進と地域の実情に即した農業技術の普及等により、生産力や品質の向上と生産コストの低減をめざすとともに、地域の立地条件や労働力などの経営条件に応じて、野菜など高い収益性が期待できる作物などの導入や付加価値を高める取り組みが必要となっています。
- 平成15年に本町でジャガイモシストセンチュウの発生が確認されたことから、馬鈴薯の安定的生産を図るため、効果的かつ持続的な蔓延防止対策を講じる必要があります。
- 本町の農業は、今後も家族経営が主体となっていくものと考えられますが、魅力ある産業として発展していくためには、経営体の労働力や経営規模に応じたゆとりある経営の確立、休日制や給料制などの労働条件の整備、取引信用力などの経営管理の確立が重要となっています。
- このため、体質の強い農業経営を確立するため、農業経営改善支援センターを中心に各関係機関による経営指導の強化と、制度資金の的確かつ円滑な融通に努めているほか、効率的かつ安定的な経営体をめざす認定農業者や農業生産法人の育成、酪農ヘルパーや※コントラクターなど経営支援組織の育成・活用を進める必要があります。

※品目横断的安定対策

これまでのような全ての農業者を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策。(平成19年から実施)

※農地・水環境保全向上対策

良好な農村環境の形成や環境に配慮した農業生産に関する地域ぐるみの取り組みに対して支援する国の施策。平成19年度から実施される。

※ジャガイモシストセンチュウ

ジャガイモやナス等のナス科植物に寄生するセンチュウ。幼虫が根に侵入し生長することで、ジャガイモなどの根が食害され株全体が黄化萎縮し収量が激減する。雌の成虫はシストをつくりその中に数百個の卵を包含する。シストは土壌中で20年以上生存可能といわれている。

※コントラクター

農業経営の規模拡大や労働負担の軽減などのため、農作業を請け負う組織。農家集団や農協のほか、民間事業としても取り組まれている。

- 農家人口の減少や高齢化が進む中で、農業・農村の活力を維持・向上させるためには、次代を担う優れた担い手の育成・確保はもとより、新規就農希望者に対する相談活動の実施や金融面の支援などにより、新規就農の促進に努める必要があります。
- また、農業を継承していく担い手には配偶者が必要であり、家族経営協定など男女共同参画による新しい経営像をめざした後継者対策が求められています。
- さらに、農村女性が農業経営や地域社会での役割が適正に評価され、能力が十分発揮できる環境づくりと、高齢者が安心して暮らし、生産や地域活動に参画できる環境づくりが求められています。
- 本町の気象、土地条件や自然の生態系を最大限に活用し、消費者などの理解を得ながら、良質・安心・安全な農畜産物を安定的に生産・供給する※クリーン農業をめざす必要があります。
- 収量制限に伴う輪作体系の崩壊が懸念される昨今、この農産物余剰問題のクリアも視野に入れた、バイオエタノール事業が十勝地域においても推進されています。本町もこの事業の動向に目を向け情報収集に努める必要があります。
- 牛乳消費が減少傾向にあることから、平成18年度から生乳の生産調整が実施されていますので、牛乳消費拡大に向けた取り組みの強化が必要です。
- 家畜ふん尿による環境汚染対策の課題については、堆肥舎等の整備により処理が図られてきましたが、今後は耕種農家への利用促進を含めて広域的な循環利用を推進する必要があります。また、農業用廃プラスチックなどの農業生産に伴い排出される廃棄物の適正な処理及びリサイクルを推進するなど、環境の負荷を極力軽減し、農業に係る環境の保全を進める必要があります。
- 地域資源を活かし、農業経営の多角化や農村らしい新たな産業を育てるとともに、他の地域や都市との交流を通じて、地域に住む人たちが地元の良さを再発見し、グリーン・ツーリズムなど、豊かな自然と農業生産にふれあえるような開かれた農村づくりをめざす必要があります。
- ナイタイ高原牧場については、これまでは、町内牛・道外府県牛を主体に預託を受けてきましたが、平成11年からは全農ETセンターの育成牛も預託を受けることになり、飼養管理頭数が増加する中での自給飼料の確保が急務となっています。
- しかし、牧草地の一部が永年化していることと併せて、不良雑草の自生が多く発生していることや、現況での収穫作業体系では適期収穫が難しく、良質な粗飼料を確保することが難しい状況となっています。
- また、牧場内における環境保全対策と、家畜ふん尿のリサイクル化が強く望まれています。

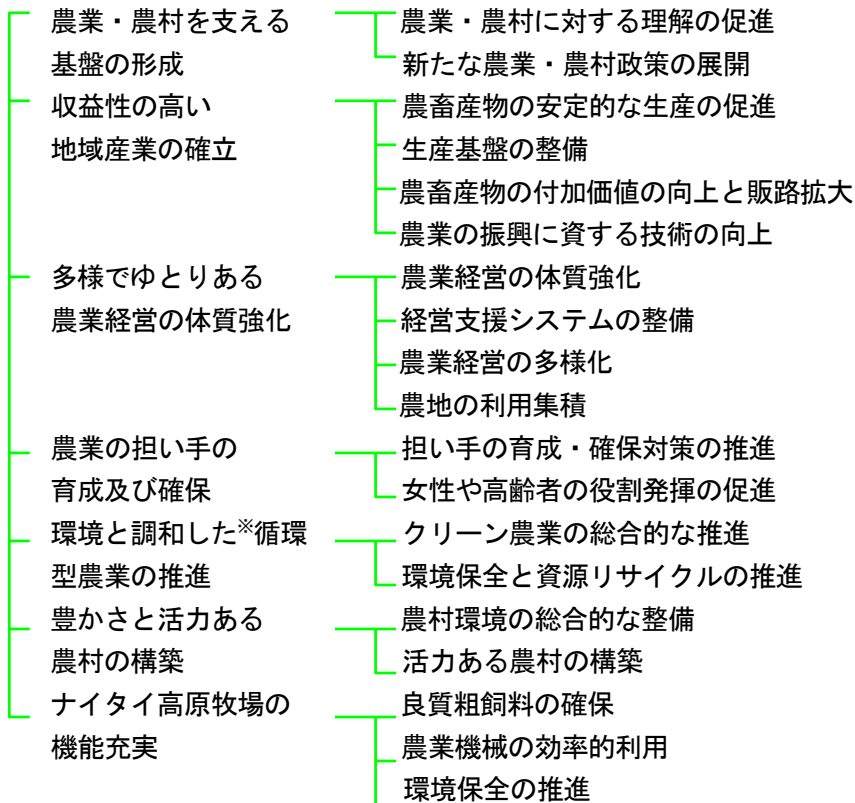
※クリーン農業

環境保全型農業。有機物の使用などによる土づくりに努め、農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農産物の生産を進める農業。

□基本目標

- 生産基盤の整備や農業技術力の向上などによる、低コストで安全・良質な農産物の安定生産を基本とし、基幹作物などの生産体制の強化と高収益作物の導入などを促進します。
- 農業経営指導の推進や法人経営への育成・支援、農地の利用集積、酪農ヘルパー組織など、地域が一体となった経営支援システムの整備を図ります。
- 後継者が意欲をもって経営を継承できる環境づくりと、新規就農者の受け入れを積極的に推進し、農業を支える優れた担い手の育成・確保を図ります。
- 女性が経営に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、豊富な経験と技術を持つ高齢者が活躍できる場の確保などを進め、女性や高齢者の役割の発揮を促進します。
- 土づくりを基本とするクリーン農業をめざすとともに、環境保全と資源リサイクルを推進します。
- 農村地区の美しい景観と環境を生かした都市住民との交流を進め、活力ある農村づくりをめざします。
- ナイト高原牧場については、預託頭数規模の見直しを図るとともに、管理運営システムの迅速化や組織体制の弾力化など、機能の充実する経営体制への見直しを進め、酪農経営の労働力の軽減と安定化をめざします。

□施策の体系



※循環型農業

環境と調和のとれた農業生産のため、家畜ふん尿のリサイクルや緑肥の導入などにより、効率的な土づくりを推進する持続性の高い農業生産方式。

□主要施策

1. 農業・農村を支える基盤の形成

(1) 農業・農村に対する理解の促進

- 体験・交流の拠点づくりなど、都市住民、地域住民との交流を推進します。
- 青少年などが農業・農村を理解するための学習機会づくりに努めます。
- 地産地消、食育の推進を図るため、関係団体との協力体制を強化し、農業・農村、農産物についての総合的なPR活動を展開します。

(2) 新たな農業・農村政策の展開

- 時代の変化に対応した農業・農村政策のあり方について検討します。

2. 収益性の高い地域産業の確立

(1) 農畜産物の安定的な生産の促進

- 輪作の定着を基本とした生産性の高い畑作の振興を行います。
- 良質な野菜の生産振興を行います。
- 良質で低コストな酪農・畜産の振興を行いません。
- 地域の立地条件などに応じた高収益作物の導入に努めます。
- エゾシカ等による被害防止対策を行います。

(2) 生産基盤の整備

- 優良農地の維持と生産性・品質の向上を図るための畑の圃場条件の整備を進めます。
- 酪農・畜産の振興のための草地整備を進めます。
- 飼料自給率の向上対策を進めます。
- 農産物流通の合理化や農村環境の改善のための農道の整備を進めます。
- 農地・農業用施設の防災・保全対策を推進します。
- 農業用水の確保などに向けた土地改良施設の適正な維持・管理を進めます。
- 生産基盤の整備の計画的かつ円滑な推進に向けた地元負担の軽減に努めます。

(3) 農畜産物の付加価値の向上と販路拡大

- 物流改善など効率的な流通体制を推進します。
- 地場農産物を活用した地域農産加工を振興します。
- 農業を核とした関連産業との連携強化を進めます。

(4) 農業の振興に資する技術の向上

- 農業者の技術の高度化と多様化に対応した試験研究・普及指導体制の強化を図ります。
- 的確な病害虫の発生予察や防除対策など植物防疫対策を推進します。
- 家畜伝染病の予防など家畜衛生対策を推進します。

3. 多様でゆとりある農業経営の体質強化

(1) 農業経営の体質強化

- 農業経営改善支援センターなどによる農業経営指導を推進します。
- 農業経営の改善に向けた金融対策の充実を図ります。
- 農業機械や肥料など農業生産資材コストの低減を図ります。
- 経営や労働条件の改善等に向けた法人経営の育成を図ります。

(2) 経営支援システムの整備

- コントラクターや酪農ヘルパー組織など農業経営の支援組織の育成・活用を推進します。
- 気象や経営技術、市況など農業情報システムの整備・活用を推進します。
- 農業関係団体などの機能強化を図ります。

(3) 農業経営の多様化

- 野菜・肉牛などを導入した経営の複合化を推進します。
- 農畜産物加工やファームインの取り組みなど、経営の多角化を推進するために農業者と関連産業者などの交流を促進します。

(4) 農地の利用集積

- 賃貸借や売買による中核的な担い手への農地の流動化を促進します。
- 実質的な規模拡大につながる農作業受委託など効率的農地の活用を図ります。
- 効率的な農業生産を行う経営基盤を確立するため、※交換分合などにより分散農地の集団化を進めます。
- 新規就農者の受入れ農地の確保を図ります。

4. 農業の担い手の育成及び確保

(1) 担い手の育成・確保対策の推進

- 担い手対策の推進組織の整備を進めます。
- 金融面の支援や農場リース制度の活用などによる農業内外からの新規就農を進めます。
- 青年など農業者グループ活動を推進します。
- 担い手に安心して農業を継承してもらうため、「農業後継者対策推進協議会」を核とした担い手の配偶者対策を進めます。
- 農業雇用労働者の定住促進及び生活環境や労働環境整備等に努めます。

(2) 女性や高齢者の役割発揮の促進

- 女性が経営に参画しやすい環境づくりを進めます。
- 女性グループ活動を促進します。
- 高齢者の活躍の場の確保に努めます。

※交換分合

分散した農用地集団化により、経営の合理化を図ること。

5. 環境と調和した循環型農業の推進

(1) クリーン農業の総合的な推進

- クリーン農業の啓発と推進体制を整備します。
- クリーン農業の地域実践活動を促進します。
- 減農薬・減化学肥料技術などクリーン農業技術の実践と普及を図ります。
- 有機物の活用などによる土づくりを推進します。
- クリーン農畜産物の販売戦略づくりを行いません。
- 緑肥作物による地力増進と農村景観の整備支援を推進します。

(2) 環境保全と資源リサイクルの推進

- 家畜ふん尿の適正な管理や有効利用など、畜産に係る環境保全を行います。
- 農業用廃プラスチックの適正処理やリサイクルを促進します。
- 農家周辺の環境整備を推進します。

6. 豊かさや活力ある農村の構築

(1) 農村環境の総合的な整備

- 農村地域における生活排水施設の整備を進めます。
- 快適に暮らせる農村環境づくりを総合的に推進します。

(2) 活力ある農村の構築

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市との交流を促進します。
- 良好な農村環境の保全や形成を促進します。
- 中山間地域における地域活性化活動を推進します。
- 生活の視点を活かした女性の地域活動を促進します。

7. ナイタイ高原牧場の機能充実

(1) 良質粗飼料の確保

- 優良農地の確保と計画的な草地更新を実施するとともに、飼料貯蔵施設の整備を検討します。

(2) 農業機械の効率的利用

- 農業機械の計画的更新を行うとともに、機械格納庫の効率的活用を図ります。
- 各種管理作業のコントラクトの検討を進めます。

(3) 環境保全の推進

- 堆肥舎及び家畜ふん尿処理施設を整備するとともに、河川流域の植林を推進し、牧場及び周辺の環境保全を図ります。

第2節 緑を育む林業の振興

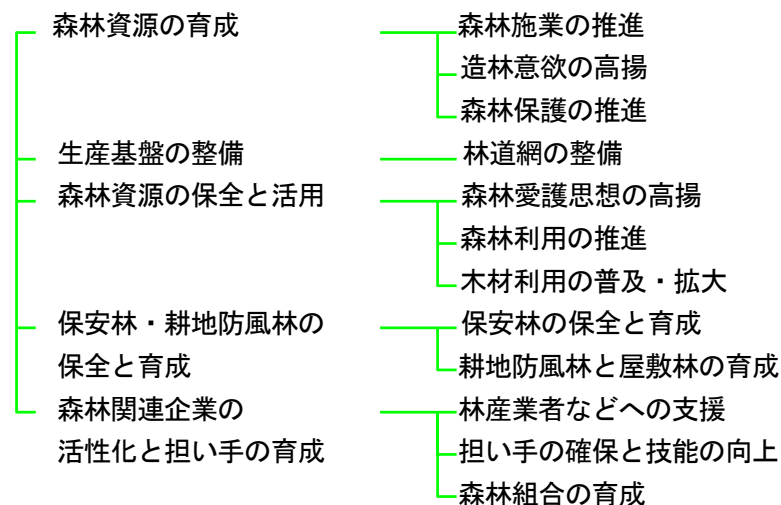
□現状と課題

- 本町の森林面積は総面積の76%にあたる53,390haで、国有林47,349ha、町有林2,855ha、民有林3,186haと町内森林面積の89%が国有林です。
- 一般民有林(町有林を含む)の人工林面積は、カラマツを主体として、3,583haで59%に達しており、近い将来に伐期を迎える山林が多いのが現状です。
- 森林は水資源のかん養や災害の防止、大気保全、野生鳥獣の保護、文化創造、林産物の供給などの多様な公益的機能を有しており、森林の保全と利用が両立する持続可能な森林の育成を積極的に進める必要があります。
- また、森林に憩いを求める町民のニーズが高まってきており、町民参加による「町民の森」の整備を推進し、みどりあふれる大地を後世に残していかなければなりません。
- 持続可能な森林の適正管理のためには、木材利用の有効性のPRと地域材の需要拡大を積極的に推進していかなければなりません。
- 森林・林業を取り巻く情勢は、林業採算性の悪化、林業従事者の高齢化、木材需要の減少、価格の長期低迷などにより造林意欲と林業生産活動が停滞しており、将来の健全な森林資源維持のための対策を講じていく必要があります。
- また、これらの取り巻く情勢の悪化が森林関連企業の経営悪化を招いており、担い手確保対策や経営基盤の体質強化に向けた支援策を促進していかなければなりません。
- 林業の活性化に向けて、今後は市町村の枠を越えた十勝流域を単位として、民有林と国有林が連携して川上から川下までの効率的な木材の生産・流通・加工・販売を関係者が一体となって計画的に推進し、良質な地域材の安定供給体制を確立していくことが何よりも大切となっています。

□基本目標

- 森林の機能や役割に応じた多様な森林づくりと持続的な経営・管理を推進するとともに、公益性の高い森林の保全に努めます。
- 森林組合など地域の中核的な林業事業体を育成し、林業経営を強化するとともに、林業を担う優れた人材の育成・確保を図ります。
- 林業の生産性の向上と森林の多面的な利用を図るとともに、作業効率の向上を図るための生産基盤の整備を進めます。
- 木の優れた性質・効用の普及と木材・木製品の利用促進を図ります。

□施策の体系



□主要施策

1. 森林資源の育成

(1) 森林施業の推進

○健全な森林を育てるための計画的な造林と保育を推進します。

(2) 造林意欲の高揚

○民有林の造林・除間伐を支援し、森林所有者の造林意欲の高揚を図ります。

(3) 森林保護の推進

○野ねずみの被害を防ぐため、保護対策を推進します。

○山地災害を未然に防ぐため、治山事業を推進します。

○林野火災から森林を守るため、予防対策を推進します。

2. 生産基盤の整備

(1) 林道網の整備

○森林の適正な管理や木材生産を円滑に行うため、林道開設や改良を推進します。

○林道台帳を整備し、林道の適正な維持管理を図ります。

3. 森林資源の保全と活用

(1) 森林愛護思想の高揚

○森林の多様な公益的機能をPRするとともに、緑の募金活動や森林教室などを通じて、森林愛護思想の高揚を図ります。

○町民憩いの場としての「町民の森」づくりを検討します。

○自主的に育樹活動や森の再生を進める民間団体の活動を支援します。

(2) 森林利用の推進

○森林を活用したレクリエーションや林業体験学習などを推進します。

(3) 木材利用の普及・拡大

○公共土木事業への木材の利用を推進します。

○公共施設などへの木材の利用を推進します。

○農業分野への木材利用の効果をPRし、地域材の需要拡大を促進します。

○間伐材などの新たな用途拡大を検討します。

○付加価値の高い木材製品や林産物の開発を支援します。

○木質バイオマスの利用を推進します。

4. 保安林・耕地防風林の保全と育成

(1) 保安林の保全と育成

○風害や水害を未然に防ぐため、保安林の保全と育成を図ります。

(2) 耕地防風林と屋敷林の育成

○耕地防風林による畑や農畜産物に対する効果をPRし、整備に対する支援を検討します。

○美しい農村景観のための屋敷林整備に対する支援を検討します。

5. 森林関連企業の活性化と担い手の育成

(1) 林産業者などへの支援

○林業経営者への高性能機械の導入を促進します。

○製材業者などへの機械設備の整備と近代化を促進します。

○林業振興対策協議会の活動を支援します。

○林産業振興対策事業を充実し、森林関連企業の経営基盤の強化を図ります。

(2) 担い手の確保と技能の向上

○担い手の雇用安定に向けた長期就労対策を推進します。

○担い手の退職金制度の加入促進を含む労働環境の充実を図ります。

○森林関連企業の従事者への技術・技能の習得を促進します。

第3節 鉱工業の振興と企業誘致

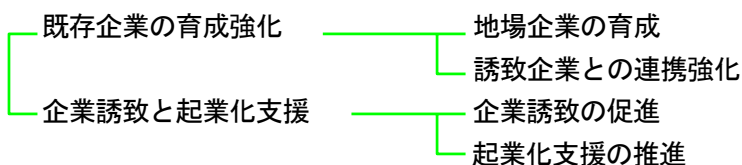
□現状と課題

- 地場産業の中心である木材・木製品製造業が、林業の低迷により停滞していますが、その一方で農畜産物加工製品の開発・製造を手掛ける事業者が現れはじめています。
- 地域の活性化には企業の誘致が最も効果的ですが、景気は回復基調にありながらも地方経済の状況は厳しく、本町においては交通アクセスや労働力確保などの問題により、新規企業の誘致は非常に厳しい状況となっていますが粘り強く取り組む必要があります。
- 本町に進出し、レクリエーション施設を運営している企業は、全国的な事業運営の見直しを行っており、大変厳しい状況になっています。雇用や集客など影響が大きいことから、支援策を含めた積極的な働きかけが必要となっています。
- 誘致企業との連携を強め、企業と行政が一体となって新たな事業展開を模索する必要があります。
- また、地域経済の活性化や雇用の確保、若者の定住に向け、本町の地理的条件や地場産業に合った企業の誘致と起業化を進めなければなりません。
- 東京周辺に本社等がある誘致企業及び町にゆかりのある方々に集まっていたき、様々な情報・ご意見を頂くため「元気まち上土幌東京会議」を開催しています。

□基本目標

- 地場企業の育成に努めるとともに、本町の地理的条件や地場産業に合った企業の誘致と起業化を進め、地域経済の活性化と雇用の確保、定住化を図ります。

□施策の体系



□主要施策

1. 既存企業の育成強化

(1) 地場企業の育成

- 企業振興促進補助制度や中小企業融資制度をはじめ、各種制度資金の導入を促進し、経営基盤の強化を図ります。

(2) 誘致企業との連携強化

- 既存誘致企業の経営の安定化と新たな事業展開に向けて、「元気まち上士幌東京会議」の開催など情報交換をはじめとする連携を強化します。

2. 企業誘致と起業化支援

(1) 企業誘致の促進

- 本町の広大な土地や自然環境、地場産業を生かせる地元資源活用型の企業や交通環境などに左右されない情報産業などの企業の誘致に努めます。
- 関係機関と連携した情報の収集・提供と、インターネットを活用した地域のPRにより、企業誘致活動を促進します。
- 企業振興促進補助や町有遊休地・遊休施設の低料金貸付に加え、労働者の生活・就業環境の整備と支援により、企業の参入しやすい環境整備を行います。
- 企業誘致に関する報奨制度について検討します。

(2) 起業化支援の推進

- 相談窓口の設置や資金の融資、経営指導、情報提供など、新規起業者に対する支援を行います。
- 新しい商品やサービスの研究・開発を支援し、地場産業の活性化を図ります。
- 起業化精神に富んだ人材の育成と確保に努めます。

第4節 魅力あふれる商工業の確立

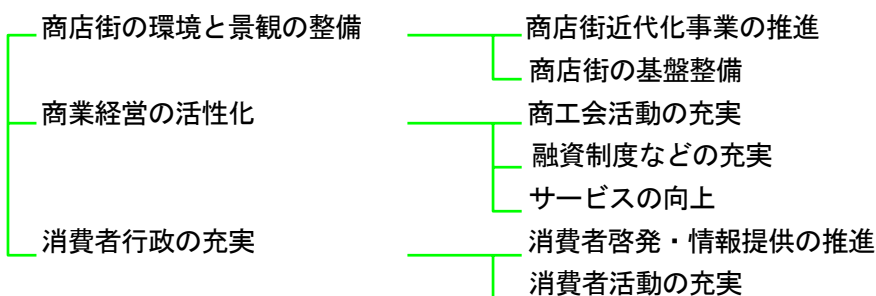
□現状と課題

- 景気の長期低迷による個人消費の落ち込みや過疎化及び少子・高齢化の進行に伴う消費購買力の減少、ライフスタイルの多様化と車社会の発展、通信販売の普及や近隣町への大型店の出店による購買力の流出など、商業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。
- 本町の事業者の多数が小規模事業者で、後継者不在による事業者の高齢化も進行し購買力が低迷する中、経営上の問題も多く抱えており、経営の合理化などにより経営基盤を強化するとともに、消費者ニーズに対応したサービスの向上を図り、新しい時代に対応した商店経営をめざす必要があります。
- 道道土幌上土幌線の整備に合わせた店舗の近代化など、商業環境の整備と魅力ある商店街づくりを推進する必要があります。また、街路灯や街路樹等の景観整備を推進する必要があります。
- しかし、商店街近代化実施計画書に基づき店舗計画を進めていますが、計画変更や移転・移動により空き地が生じ、その対策が必要となっています。
- 一方、消費活動においては、悪質業者の手口が巧妙化してきており、町内においても高齢者や若年層を中心に被害を受けている実態があり、消費者意識の高揚を図るとともに、消費者保護の充実を図る必要があります。

□基本目標

- 商店街近代化事業による店舗の近代化と、公共空間の整備による商業環境の向上を図り、地域が一体となった魅力ある商店街形成をめざします。
- 事業者の経営基盤の強化やソフト面を充実するとともに、消費者ニーズに対応した活力ある商店街づくりに努め、購買力の流出防止と消費拡大をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 商店街の環境と景観の整備

(1) 商店街近代化事業の推進

○歩道の拡幅と合わせた店舗の近代化と統一した街路灯や街路樹の整備による景観の整備を図ります。

(2) 商店街の基盤整備

○既存公園の活用や小公園の整備及び既存駐車場の活用を図り、ゆとりある商業空間づくりと商店街に通じる道路網の整備を推進します。

2. 商業経営の活性化

(1) 商工会活動の充実

○商工会活動を支援するとともに商工会と行政の連携を図り、商業振興に向けた各種事業を推進します。

(2) 融資制度などの充実

○中小企業融資制度を拡充するとともに、各種制度資金の導入を促進し、経営基盤の強化を図ります。

(3) サービスの向上

○消費者ニーズの把握とそれに対応したサービスの向上など、魅力ある商店づくりに向けた研修機会の充実に努めます。

○消費者の利便性向上のために商業者が共同で行う事業の推進を支援します。

○情報機器の活用促進を図り、経営の近代化や情報化時代に対応する商店づくりを推進します。

3. 消費者行政の充実

(1) 消費者啓発・情報提供の推進

○広報誌などによる啓発や情報提供などを推進し、消費者意識の高揚を図ります。

(2) 消費者活動の充実

○消費者団体の活動を支援するとともに、消費生活相談窓口の充実に努めます。

第5節 豊かな資源を生かした観光の振興

□現状と課題

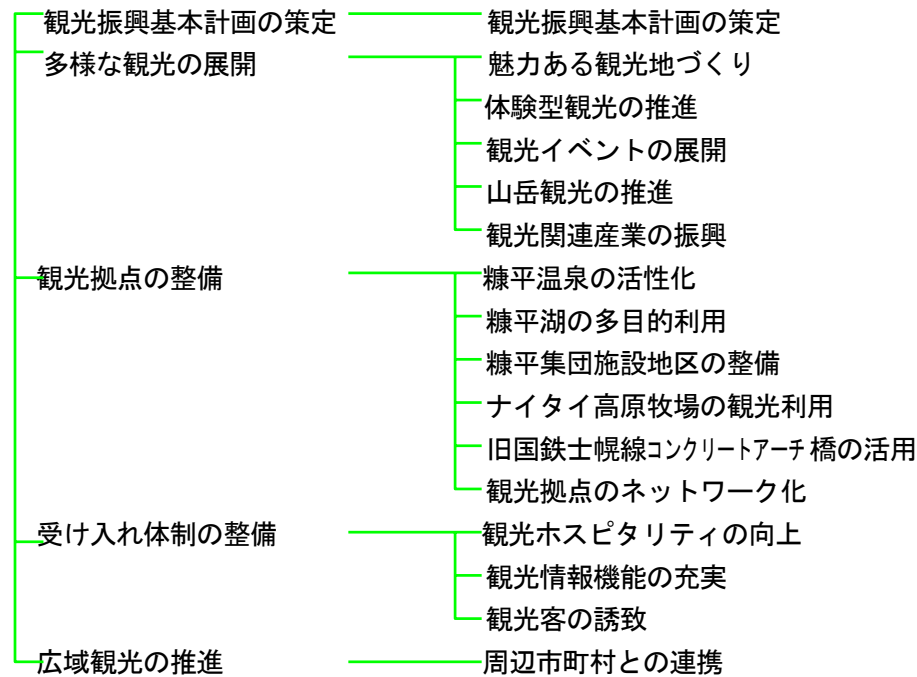
- 週休二日制の浸透や労働時間の短縮など余暇時間の増大、余暇活動への関心の高まりなどから、観光ニーズは量的に拡大するとともに、自然・アウトドア志向やファミリーレジャー志向など旅行形態も目的も多様化し、質的にも変化しており、これらに対応した多様な観光資源の開発が求められています。また、今日、道東道やシーニックバイウエイ活動によるアクセスの整備も進められており、都市部や他地域からの時間も大幅に短縮され、魅力もアップされます。このことを意識した取り組みも必要です。
- 旅行形態は団体周遊型旅行から徐々に個人体験型へと変化しています。観光客のニーズとしては「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を求めており、本町の特性を生かした自然体験メニューの充実など、体験型観光の推進を図る必要があります。
- 健康・環境は社会的に大きなキーワードとなっており、様々な対策が行われ、商品などが開発されています。本町での観光を加えた「イムノリゾート上士幌構想」は、多くの地域資源について科学的な根拠を検証し、本物の癒しの場を提供する先進的な事業として展開されています。
- 本町は、日本の中でも優れた自然が残されている大雪山国立公園を背景にした山岳や樹林帯を有しているほか、糠平温泉などの各温泉地、すそ野に広がりを見せるナイタイ高原牧場や素晴らしい農村景観など、標高差のある優れた観光資源を有しています。また、豊かな自然を生かした※ネイチャーウォッチングや糠平湖での釣魚、カヌー、スキー場、ゴルフ場など体験型の観光資源が豊富にあります。さらに、近代産業遺産である旧国鉄士幌線のコンクリートアーチ橋梁群の景観は、新たな観光ポイントとして、その可能性が注目されています。
- また、すぐれた自然の中で、自然とのさまざまなふれあい体験を通じて、自然を学び、楽しみ、環境保全意識の醸成をめざす、十勝三股地区の「ふれあい自然塾」事業は、糠平を中心とする糠平集団施設地区整備構想として検討されています。
- 観光イベントでは、北海道バルーンフェスティバルが昭和49年（1974年）に日本初の競技会として開催以来33回の歴史をきざみ、今や北海道を代表する空のイベントとして、全国的にも有名になっています。
- 個性的なイベントに加え、熱気球のもつ自由で北海道らしいイメージが全国的に紹介されたことから、本町の知名度を飛躍的にアップさせており、さらにイベントの充実が求められています。
- 今後は新たな目標設定を検討しながら、どのような大会へも対応できる会場の整備や人材の育成など、受け入れ体制の整備が必要となっています。
- このような自然と景観、体験、イベントを組み合わせた広域のかつ複合的な観光をめざすことによる、他にはない魅力ある観光地づくりが求められています。

※ネイチャーウォッチング
自然観察。

□基本目標

- 観光志向の変化に対応した新たな観光メニューの研究と開発に努めるとともに、心のもったもてなしを行うホスピタリティの向上を図り、「もう一度行きたい」「いつかは行って見たい」観光地づくりをめざします。
- 健康・環境・観光をキーワードとした「イムノリゾート上士幌構想」の取り組みを進めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 観光振興基本計画の策定

- (1) 観光振興基本計画の策定
- 中長期的な観光振興の方向を示す観光振興計画の策定を進めます。

2. 多様な観光の展開

- (1) 魅力ある観光地づくり
- 自然環境の保護と利用のあり方をふまえ、バランスのとれた観光地をめざします。
 - 地元農畜産物の活用・販売など、第一次産業と連携した観光地づくりをめざします。
 - 大学や関係機関・団体と連携し、健康と癒しの観光地をめざします。
- (2) 体験型観光の推進
- ひがし大雪自然ガイドセンターを活用した自然体験型観光を推進します。
 - 糠平温泉スキー場及び上士幌ゴルフ場への誘致活動を推進します。
 - 各種アウトドアスポーツなどへの協力と支援を進めます。
 - グリーンツーリズムなど、農村環境を生かした観光の推進に努めます。

(3) 観光イベントの展開

- バルーンフェスティバルなど、四季折々の魅力や地域の個性を生かしたイベントを開催します。
- 各種イベントを運営するための人材育成を進めます。
- 各種スキー大会への協力と支援を進めます。

(4) 山岳観光の推進

- 登山客の誘致をめざした山岳観光を推進します。

(5) 観光関連産業の振興

- 熱気球の町らしい土産品・グッズをはじめ、特産品の研究開発を進めます。

3. 観光拠点の整備

(1) 糠平温泉の活性化

- 大雪山国立公園内の温泉地にふさわしい「森の温泉街づくり」を推進します。
- 湯めぐり、味めぐりなどを支援するとともに、いやしの場所となるような事業を推進します。
- 健康と癒しを考えた取り組みを支援します。

(2) 糠平湖の多目的利用

- 優れた自然景観が豊富に残る糠平湖周辺を生かした観光客誘致事業を検討します。
- 糠平湖内水面漁業の振興を図るとともに、湖水の有効利用を推進します。

(3) 糠平集団施設地区の整備

- 「糠平集団施設地区整備事業」の積極的な推進を図ります。

(4) ナイタイ高原牧場の観光利用

- 優れた牧場景観を生かした観光利用を推進するとともに、レストハウス及びトイレなどの受け入れ体制の整備・充実を図ります。
- 優れた牧場景観や資源を生かした企業誘致を模索し、ナイタイ高原牧場の観光拠点化をめざします。

(5) 旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋の活用

- ひがし大雪アーチ橋友の会との連携による旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋の活用など、観光資源の発掘と利用を推進します。
- 北海道自然歩道など、安全対策に配慮しながら利用促進を図ります。

(6) 観光拠点のネットワーク化

- 町内の観光ルート設定など、観光拠点のネットワーク化を推進します。

4. 受け入れ体制の整備

(1) 観光ホスピタリティの向上

- 観光客の誘致と受入を進める各種観光推進団体の育成・強化を図ります。
- 町民全体で観光客をもてなす心を持つための啓発活動を推進します。
- ホスピタリティの向上をめざした従業員研修会の開催を促進します。
- 国際化に対応した外国語併記のパンフレットの充実を図ります。

(2) 観光情報機能の充実

- 糠平温泉に観光案内所を設置するなど、観光案内機能の充実を図ります。
- 各観光関連団体との連携により積極的な観光情報の発信を行います。
- テレビ、映画などへの撮影協力を行い、※マスメディアを積極的に活用した観光情報の発信に努めます。
- ファックスやインターネットを活用した、観光情報機能の充実を図ります。
- ※CD-ROMによる新たな観光情報の発信を推進します。

(3) 観光客の誘致

- 観光客のニーズに合わせた積極的な観光客の誘致・宣伝活動を実施します。
- すぐれた景観や魅力を紹介するポスターやパンフレットを作成・配付します。
- 熱気球を媒体とした誘致・宣伝を行います。

5. 広域観光の推進

(1) 周辺市町村や関係機関との連携

- 各種広域観光団体と連携し、圏域として観光客誘致活動を実施します。
- 体験型観光のモデル地域として北海道の指定を受けた「北のたび」づくり事業での周遊ルートの活用及び積極的なPR活動を実施します。
- 国や道を始め関係機関などの情報収集を始め、連携を深めながら推進します。

※マスメディア

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、FAX、パソコンなど、情報の送り手と受け手を結ぶ様々な媒体。

※CD-ROM

コンピュータなどの読み出し専用の記録媒体。小型、大容量で電子出版などの媒体として利用される。



タウシュベツ川橋梁



バルーンフェスティバル

第1節 健康のまちづくり

□現状と課題

- 主要死因の60%以上を占める、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は今後も増加傾向にあります。生涯を通じて健康で生活するためには、早期から疾病の「一次予防」に重点を置いた対策を推進することが、「健康寿命」の延伸を図っていく上で大変重要になっています。
- 各種健診事業の効果的な実施と、健診データに基づく生活習慣病予防の取り組みが最重要課題となっており、積極的な啓発活動の展開とともに、医療保険者、健康づくり推進関係者との連携により、生活習慣病予防対策の一層の充実を図る必要があります。
- 生涯を通じた健康づくりの実現には、乳幼児から高齢者まで一貫した対策を、長期的、計画的に取り組むことが必要です。住民の参画による、健康増進計画の策定、次世代育成支援行動計画、第3期※三愛計画の見直しを図り、行政組織も各課連携しながら、その推進を図ることが必要です。
- 高齢者の在宅支援を目的としたこれまでの在宅支援センターから移行し、高齢者や障がい者等の総合相談拠点として地域包括支援センターが健康増進センター内に設置されました。
- 地域のニーズを的確に把握するとともに、関係機関との連携を図りながら、地域包括支援センターが在宅サービスの拠点施設としての機能を充実させていくことが求められています。また、総合的なケア体制を図るために地域包括支援センターには社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャの配置が必要であり、人員の安定確保が課題です。
- 高齢社会が進行する中で、保健事業においても要介護状態になることを防ぐ「介護予防」が強く求められています。高齢期には疾病や運動機能障害を理由とした閉じこもりを誘因とする認知症の増加が見込まれています。その対策として地域包括支援センターが実施する地域支援事業の充実が求められています。
- 精神保健福祉対策は障害者自立支援法の施行に伴い、ノーマライゼーションを理念とする障害者計画の見直しによる総合的な障がい者施策が求められています。また「ストレス」や「うつ」に伴う自殺や精神疾患が増えており、地域福祉計画を軸に保健、医療、福祉の関係機関の連携をさらに図る必要があります。
- 本町においても、出生数の減少や核家族化、女性の社会進出などにより、きめ細かな子育て支援を求める声が高まっています。母子保健計画が平成17年度策定の次世代育成支援行動計画に包含され、計画の推進、学校教育との連携、医療、児童福祉の充実による、安心して子どもを産み育てる地域の支援づくりが必要です。

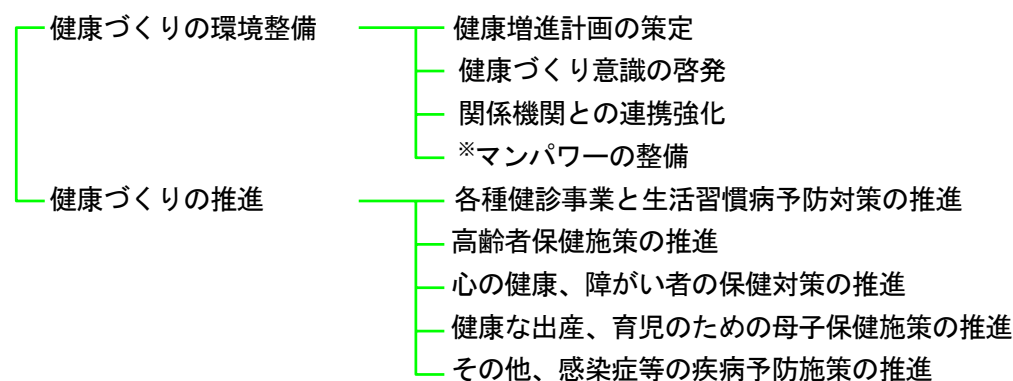
※三愛計画

第3期上士幌町三愛計画は、平成18年3月に策定。三愛とは、高齢者の生き生きとした暮らしのために、必要な保健・医療・福祉のそれぞれが「愛」を出発点にしているとの認識に立ち、この三者の連携を基本に計画を策定し、事業を展開すること。

□基本目標

- 健康増進計画を策定し、健康づくりを効果的に推進することで、全ての町民が生涯を通じて、健康な生活を送ることのできるまちづくりの実現をめざします。
- 保健、医療、福祉、教育の連携と町民の主体的な参画によって、助け合い、支え合う地域づくりを進め、元気で幸せを感じられるまちづくりをめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 健康づくりの環境整備

- (1) 健康増進計画の策定
 - 生涯を通じた健康づくりと住民の健康管理を図るため、健康増進計画を策定します。
 - 次世代育成支援行動計画や第3期三愛計画の推進を図ります。
- (2) 健康づくり意識の啓発
 - 健康なまちづくりを柱とした町民の意識啓発活動を進めます。
- (3) 関係機関との連携強化
 - 各種計画づくりへの参画と協力体制づくりを推進します。
- (4) マンパワーの整備
 - 小児科健診医師・リハビリテーション専門スタッフの確保を進めます。

2. 健康づくりの推進

- (1) 各種健診事業と生活習慣病予防対策の推進
 - 健康※データベースを作成し、生活習慣病対策を積極的に推進します。
 - 栄養改善、運動習慣の推進と禁煙対策を図ります。
 - 健康づくり推進員活動を主体的な健康づくり活動に発展させます。
- (2) 高齢者保健施策の推進
 - 地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携による地域支援ネットワークづくりを進めます。
 - 健康づくり、介護予防としての運動の推進を図ります。

※マンパワー
人的資源。有効労働力。

※データベース
各種のデータを磁気ディスクなどに体系的かつ重複のない状態で記憶させ、必要ときに知りたい情報を取り出せるようにしたもの。

-
- (3) 心の健康、障がい者の保健対策の推進
 - 各種サービスを計画的に整備します。
 - 相談体制の充実と社会参加を促進します。
 - (4) 健康な出産、育児のための母子保健施策の推進
 - 母子健康診査と母子相談（栄養・育児・療育）の充実を図ります。
 - 学校保健分野との連携及び歯科保健事業を推進します。
 - (5) その他、感染症等の疾病予防施策の推進
 - 感染症予防知識の啓発と予防接種事業を推進します。
 - 新たな感染症や災害時の感染症などに対する危機管理体制を構築します。

第2節 医療体制の充実

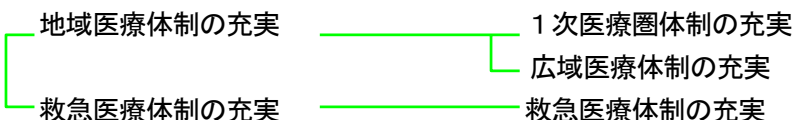
□現状と課題

- 町内の医療体制は、平成18年度末に道立糠平診療所の閉鎖、平成18年度の医療制度改正に伴う平成24年度の医療療養型医療施設の縮小及び介護療養型医療施設の廃止等、その安定確保が厳しくなりつつあります。
- 町内には、市街地区に一般内科病院1施設、整形外科診療所1施設、歯科診療所2施設があり、各々の医療機関の連携・協力のもとに、予防接種、各種検診、保健予防事業が実施され、休日・夜間の救急医療体制も確立されています。
- 地域住民の医療ニーズが比較的高い小児科、眼科、産婦人科、泌尿器科などの専門診療体制は町外に依存しており、※広域医療圏の中での機関連携や協力体制の整備、さらには通院支援対策の充実が課題となっています。
- 高齢社会が一層進行する中で、寝たきり、認知症、心身障害者や虚弱者に対する在宅医療の需要の増加が予想され、今後、保健・医療・福祉の連携により、歯科も含めた在宅医療が総合的に提供できる地域医療環境の体制確立が求められています。

□基本目標

- 健康増進、予防、治療、リハビリテーションに至る保健医療の体系整備と初期診療から専門医療機関への紹介など、幅広い医療が地域住民の身近なところで受けられる医療環境の充実をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 地域医療体制の充実

(1) 1次医療圏体制の充実

- 小児科健診医などの確保対策に努めます。
- 乳幼児医療など各種医療制度の充実を図ります。
- 在宅医療体制の一層の推進を図ります。
- 地域医療振興対策により、医療従事者の確保対策及び医療環境の整備を図ります。

(2) 広域医療体制の充実

- 広域医療圏のなかでの機能分担や連携、町村間のネットワーク化により、住民のための医療環境の充実をめざします。
- 通院困難者などの通院手段の確保や、負担軽減対策を進めます。

※広域医療圏

保健医療福祉圏のこと。保健医療福祉サービスを効率的に提供するための地域単位として、第一次から第三次に至る保健医療福祉圏を設定し、保健医療福祉ニーズにきめ細かく対応できるよう整備された体制。

2. 救急医療体制の充実

(1) 救急医療体制の充実

○町内医療機関による1次救急医療の確保と体制の充実を図ります。

○救急搬送体制の充実を図ります。

第3節 高齢者福祉の充実

□現状と課題

- 高齢者を取り巻く環境は、核家族の進行、就労をはじめとする女性の社会参加の拡大、同居率の低下、介護期間の長期化や介護者の高齢化などにより、従来、家庭がもっていた福祉機能の低下も含めて大きく変化してきています。
- 本町の高齢者人口（住民基本台帳の65歳以上の人口）は、平成18年3月末日現在で1,584人であり、総人口5,416人に占める割合（高齢化率）は29.2%となっています。また、平成26年の高齢化率は33.6%を越えると想定され、全国水準を上回る速度で高齢化が進行することが予想されています。
- 高齢者のいる世帯の状況（住民基本台帳の世帯）は、平成18年3月末日現在で1,086世帯であり、総世帯（2,277世帯）に占める割合は47.7%となっています。高齢の単身世帯は32.1%、夫婦世帯は34.9%を占めており、単身世帯と夫婦世帯は、高齢者のいる世帯の67.0%を占めています。
- 高齢化の進行とともに団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を目標とする長期計画の最初の計画として、平成18年度から平成20年度の3ヵ年とする、第3期上土幌町三愛計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）を策定し、町民一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる心の通い合う元気のある町を目指していきます。
- 介護保険制度の定着とともに、サービス利用者の増加並びにサービス費用額が激増しています。今後ますます高齢化が進む中で、できる限り介護が必要な状態にならないよう、また、重度化しないよう介護予防を重点に取り組む必要があり、高齢者の心身の状態に応じた保健・福祉・医療の連携による継続的、効果的な介護予防を推進します。
- 在宅介護支援センターは、在宅介護に関する総合的な相談機関としての役割を果たしてきました。平成18年度からは地域包括支援センターに変わり、高齢者や障がい者及びその家族に対して、保健・医療・福祉の連携による専門的な立場から総合的な相談に応じるなど、地域に密着した※ケアマネジメントを行います。また居宅介護支援事業所に対する指導・支援の役割に加え、地域支援事業として介護予防や生活支援事業などの一層の充実を図る必要があります。
- 高齢者の日常の健康づくりや、要援護高齢者の生活能力の維持向上が図られるよう、保健サービスや三愛サービスによる介護予防事業、自立支援事業の一層の充実が求められています。高齢者が、「自立して生きることのできる地域社会」の具現化により、元気で生き生きと潤いに満ちた高齢者像が実現されます。

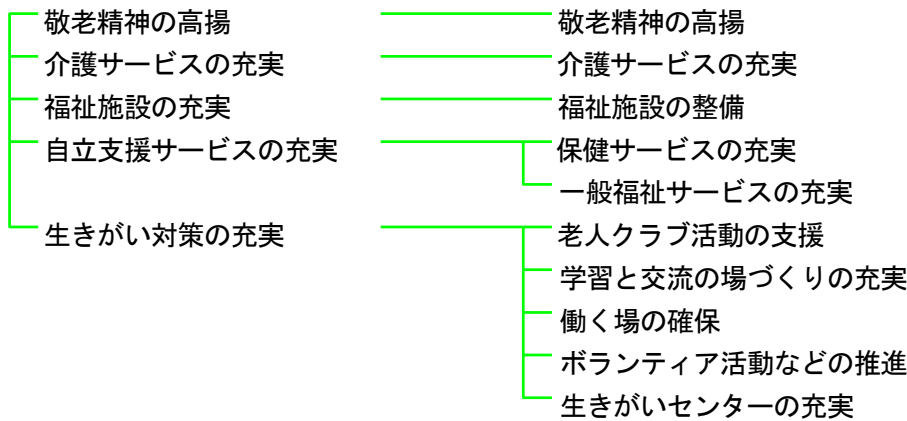
※ケアマネジメント

それぞれの個々の状況にあわせて必要な介護サービスを計画的に定め、提供するシステム。

□基本目標

○高齢者が心身ともに健やかに生活できることをめざして、健康づくり、生きがいづくりなどに関する施策の展開や、安全で安心して暮らしつづけられる交通手段確保や住環境整備等の生活環境を整えます。また介護予防事業を積極的に実施し「健康寿命の延伸」を図り、介護を必要とする高齢者が地域で安心して住み続けられるよう、在宅・施設サービスの充実に努めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 敬老精神の高揚

(1) 敬老精神の高揚

○学校・家庭・社会の場を通じて、高齢者に対する敬老精神の高揚を図ります。

2. 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

○在宅ケアシステムを確立するために、保健・医療・福祉分野との連携を強化するとともに、サービス情報の提供と福祉ニーズ把握の一元体制づくりを推進します。

○介護サービスの質の向上や、利用者の相談に対応できる体制を確立し、高齢者、障がい者及びその家族が安心して生活することのできる地域社会づくりを進めます。

○地域包括支援センターが地域ケアの拠点となり、支援体制を充実し、各種保健・福祉などのサービス提供の推進を図ります。また、地域包括支援センター運営協議会により、その運営を評価します。

○介護サービスの人材育成を図るため、ホームヘルパーの育成を行います。

3. 福祉施設の充実

(1) 福祉施設の整備

○上士幌町老人保健福祉計画／介護保険事業計画（上士幌町三愛計画）と整合性を図り、各施設の整備・充実に努めます。

- 上士幌町三愛計画に基づき、デイサービスやショートステイを中心とする小規模多機能型居宅介護施設を設置します。
- 特別養護老人ホームの施設サービスに対して支援します。
- 高齢者生活福祉センターは、高齢者認知症対応型の小規模多機能介護施設への用途変更を行います。
- ホームヘルパーステーションとして活用できる施設の整備を検討します。

4. 自立支援サービスの充実

(1) 保健サービスの充実

- 健康増進をはじめとした疾病予防やリハビリテーションなどが、いつでも受けられるシステムづくりを推進します。

(2) 一般福祉サービスの充実

- 三愛サービスの充実を図り、高齢者などに生活支援サービスを提供し、自立への支援と生活の質の確保、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

5. 生きがい対策の充実

(1) 老人クラブ活動の支援

- 老人クラブの育成強化を図り、高齢者相互の連携・活動の場の提供などを促進します。

(2) 学習と交流の場づくりの充実

- 学習機会を提供するために、生涯学習への積極的参加を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動への参加を促進します。
- 老人サロンの設置への支援や閉じこもり予防のために外出支援の充実を図ります。

(3) 働く場の確保

- 高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かして働くことのできる場と機会の創出に努めます。

(4) ボランティア活動などの推進

- 生活や文化の伝承活動などを通して幼児や青少年などと世代間交流を進めるなど、コミュニティ活動や高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

(5) 生きがいセンターの充実

- 生きがいセンター施設の機能充実を図ります。
- 利用者送迎のためのバス運行など効率的な運営を図ります。

第4節 児童福祉の充実

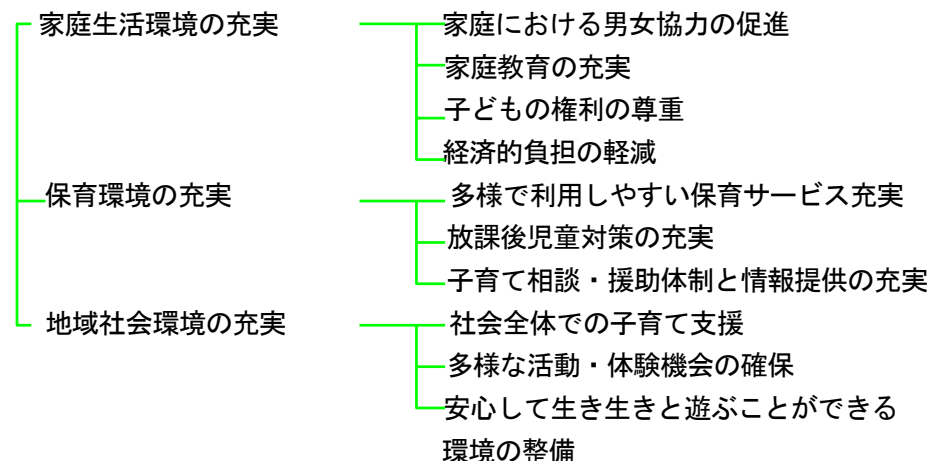
□現状と課題

- 子どもが健康で心身ともに健やかに成長していくことは町民の願いであり、そのために健全な地域社会や家庭を築いていくことが児童福祉の目的でもあります。
- 近年、核家族化や少子化の進行とともに、女性の社会進出の増加による子育てと仕事の両立など、子育てに対する身体的、心理的負担感が増してきており、それらによって育児不安や孤立感の悩みなどにつながっているため、子育て家庭に対する支援のための環境づくりを進めることが、緊急の課題となっています。
- このような中で、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた多様な保育サービスの提供とともに、適正な保育所づくりや保育施設の整備、子どもが安心して豊かな自然に親しめ、健全に育てることのできる環境づくりが求められています。
- 前期5ヵ年においては、平成14年から一時保育事業の実施により育児リフレッシュ等が図られるようになり、平成16年度に私立化された北門保育所と北居辺保育所では地域の要望が直接保育に反映されるようになっていいます。また、平成13年度に子育て支援センターを開設し、子育て家庭への相談支援体制の充実も図られてきています。

□基本目標

- 子育て支援を家庭だけでなく、社会全体として取り組むべき課題として位置づけ、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 家庭生活環境の充実

- (1) 家庭における男女協力の促進
 - 性別や年齢による区別をなくし、誰もがその能力と個性を発揮できる、男女共同参画社会の実現をめざした啓発活動に努めます。
- (2) 家庭教育の充実
 - 親などに対する相談・講演会の開催や世代を越えた交流の促進など、家庭教育の意識の高揚と理解を図ります。
- (3) 子どもの権利の尊重
 - 「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の普及啓発を図ります。

2. 保育環境の充実

- (1) 多様で利用しやすい保育サービスの充実
 - 少子化を予測した、保育所の適正なあり方を検討します。
 - 子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境整備や、利用しやすい保育サービスを提供する体制の整備を促進します。
- (2) 放課後児童対策の充実
 - 遊びを通じた自主性、社会性、創造性の向上を図るため、放課後児童対策の充実を図ります。
- (3) 子育て相談・援助体制と情報提供の充実
 - 子育てや育児不安について、気軽に相談することができ、助言や援助が受けられるよう相談・援助体制と情報提供の充実に努めます。

3. 地域・社会環境の充実

- (1) 社会全体での子育て支援
 - 子育て支援の地域活動の促進を図るとともに、親同士のネットワークによる相談窓口の開設など、社会全体での子育て支援体制の充実に努めます。
- (2) 多様な活動・体験機会の推進
 - 心身の調和のとれた成人となるために必要な生活体験、活動体験を豊かにするため、文化・スポーツなどの体験活動の機会や子ども同士や高齢者などとの交流事業などを促進します。
- (3) 安心して生き生きと遊ぶことができる環境の整備
 - 子どもが安心して遊ぶことができ、豊かな個性と創造力を見いだすために、公園や子どもの森などの環境整備に努めます。

第5節 障がい者（児）福祉の充実

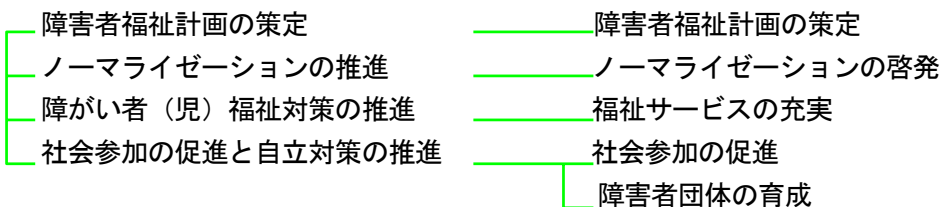
□現状と課題

- 本町の障がい者（児）数は、平成18年3月末日現在で身体障害者手帳所有者は389人、療育手帳所有者は51人、障害福祉手帳は14人となっています。障がいの多くは、高齢化・労働災害・交通事故など後天的な原因や、また、先天的な知的障がい者、精神障がい者に加え、複雑化する社会の中で心に病を持つ人の増加が見られます。
- 「高齢者や障がいのある人もそうでない人も、誰もが共に生活できる社会こそが普通の社会」という※ノーマライゼーションの理念に基づき、心身に障がいを有する人が、積極的に社会参加ができ、暮らしやすい環境を整えていくことが求められています。
- 障がい者（児）が住み慣れた家庭や地域社会において、自立して生活が営めるような環境づくりが求められています。町民の意識啓発やボランティア活動などにより、障がい者（児）を地域ぐるみで支えあうことが必要です。関係機関との連携を深めながら、在宅福祉サービスの充実、さらに、公共機関や公共施設のバリアフリー化を図るとともに、障がい者（児）にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- 障がいの予防、早期発見、早期療育の取り組みや障がい者（児）の自立を地域社会で支援し、障がい者（児）が社会に参加できるように障がいの程度、内容に応じたきめ細かい施策の展開が必要となっています。

□基本目標

- 障がい者（児）に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する体制を確立するとともに、交流や生きがい活動などの社会参加の促進、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいを持つ人も持たない人も地域で共に暮らすことができるまちづくりをめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 障害者福祉計画の策定

(1) 障害者福祉計画の策定

- 障害者基本法及び障害者自立支援法に基づいた障害者福祉計画の策定を推進します。

※ノーマライゼーション

子供から高齢者まで障がいのある人もない人も、全てが特別視されることなく一緒に暮らす社会こそ正常だとする福祉理念。

2. ノーマライゼーションの推進

(1) ノーマライゼーションの啓発

○町、社会福祉協議会、ボランティアなどが一体となって支援活動や啓発、広報活動を進めます。

3. 障がい者（児）福祉対策の推進

(1) 福祉サービスの充実

○障がいの未然防止や障がい者の早期発見・早期療育を一貫して行うため、知識の普及や妊婦・乳幼児の健康診査を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携による相談、援助体制や生活支援体制の充実を図ります。

○障がい者の社会参加を促進するために、機能回復訓練の充実を図ります。

○障がい者の※ホームヘルプサービスなど、各種在宅サービスを充実します。

○障がい者が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

○各種公的支援の充実を図ります。

4. 社会参加の促進と自立対策の推進

(1) 社会参加の促進

○地域社会への参加を促進するため、相談・指導体制の充実を図り、各種スポーツ・レクリエーション活動への参加促進と就業の場の確保に努めます。

(2) 障害者団体の育成

○障害者団体が、各種活動を主体的に実施できるよう支援します。

※ホームヘルプサービス

高齢者、障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して、介護、介助、日常生活の援助を行うサービス。

第6節 母子（寡婦）・父子・低所得者福祉の充実

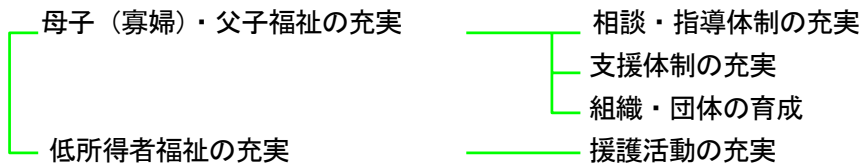
□現状と課題

- 近年、離婚の増加などにより母子（寡婦）・父子家庭が増加傾向にありますが、こうした家庭では、低所得、育児、教育、家事など様々な問題を含め、経済的、精神的にも大きな社会的負担を抱え、精神的な不安の矛先が幼児及び児童の虐待へと向かうケースがあります。
- 母子家庭は低所得者が多く、自立にむけた支援が必要であり、国や道の施策として生活相談、各種資金の貸付、所得保障など総合的な施策が実施されていますが、安定した職場、収入の確保が課題となっています。
- 本町の生活保護世帯は、平成18年3月末現在で56世帯になっています。生活保護の実態は、社会構造の変化や複雑化の中で、核家族化による扶養意識の衰退や離婚などが要因となり、社会的経済的負担の大きい高齢者世帯や低所得世帯が多くなっています。
- 生活保護世帯や低所得者世帯が抱えている問題は複雑・多様化しています。これらに適切に対処していくためには、民生委員児童委員や関係機関との連携を図り、個々の実情を的確に把握するとともに、行き届いた生活相談や支援対策などを進める体制の充実が必要となっています。

□基本目標

- 母子（寡婦）、父子家庭が安心して生活できるよう、安定した就業の場の確保と自立支援に努めるとともに、低所得者世帯の生活の安定や自立を図るため、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 母子（寡婦）・父子福祉の充実

- (1) 相談・指導体制の充実
 - 生活、就労、就学などのいきとどいた相談体制の充実を図ります。
- (2) 支援体制の充実
 - 国などの母子（寡婦）・父子家庭支援制度の周知と有効活用を図るとともに社会的環境の整備を図ります。
- (3) 組織・団体の育成
 - 母子（寡婦）会が各種活動を主体的に実施できるよう支援します。
 - 母子（寡婦）会への入会者の拡大を図ります。

2. 低所得者福祉の充実

(1) 援護活動の充実

- 民生委員児童委員との連携による就労、生活などの相談体制の充実を図ります。
- 各種生活支援資金貸付制度の周知を図るためのわかりやすい総合福祉ガイドブックや悪徳商法などの防犯に関する情報提供に努めます。

第7節 勤労者福祉の充実

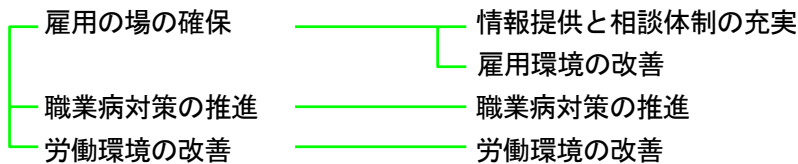
□現状と課題

- 本町の企業は小規模企業が中心であり、また、建設業に従事する季節労働者が多く、労働者を取り巻く労働条件は厳しい状況にあります。
- 町内における雇用の場が減少しており、特に若年者の多くが町外へ流出しています。
- 労働条件の改善を進めるとともに、勤労者の健康増進や余暇活動等、勤労者福祉の向上を図ることが重要な課題となっています。

□基本目標

- 労働者の雇用の場の確保、労働条件の改善や職業病の予防に努めるとともに、働きやすい労働環境をつくり勤労者福祉の充実を図ります。

□施策の体系



□主要施策

1. 雇用の場の確保

- (1) 情報提供と相談体制の充実
 - 地場企業の育成や企業誘致に努めるとともに、関係機関と連携し、雇用関係の情報提供や相談体制の充実に努めます。
- (2) 雇用環境の改善
 - 季節労働者の冬期雇用援護制度を積極的に活用するとともに、雇用改善を図り、通年雇用の促進に向けた指導に努めます。

2. 職業病対策の推進

- (1) 職業病対策の推進
 - 勤労者の健康増進・職業病予防対策の充実を図るとともに、振動病罹病者の職場復帰対策を推進します。

3. 労働環境の改善

- (1) 労働環境の改善
 - 勤労者団体の活動を支援するとともに、安全で働きやすい環境づくりに努めます。
 - あおぞら共済の加入を推進し、福利厚生制度の充実を図ります。

第8節 地域福祉の充実

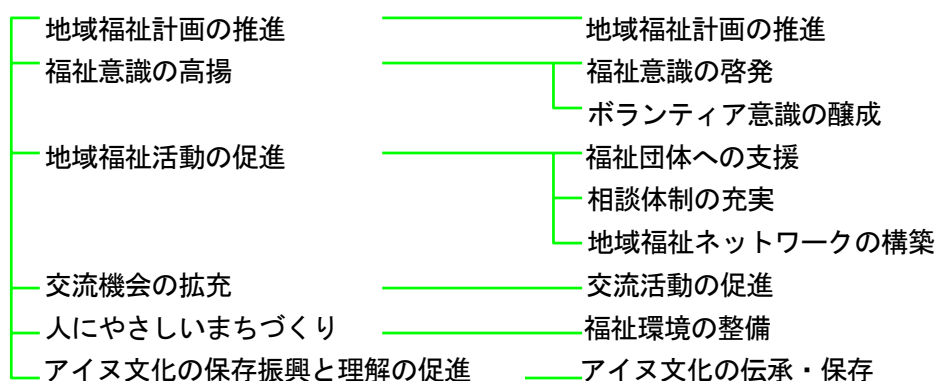
□現状と課題

- 経済の発展や社会の近代化、平均寿命の伸長により、産業構造の変革、核家族化、高齢化など環境が大きく変化するなかで、従来の各福祉施策といった枠組みを超えた対応が求められています。
- 住み慣れた地域において可能な限り生活を継続し、生涯を全うできるよう、保健・医療・福祉の各サービスが総合的に提供され、しかも在宅・施設サービスが連動して提供されるケア体制の整備が求められます。
- 本町では、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体などにより地域での福祉活動が展開されていますが、地域と一体となった福祉活動の充実に向け、地域住民の意識啓発とボランティア活動の活性化が必要となっています。
- 複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、幅広く質の高い福祉サービスの提供はもとより、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携した地域福祉の仕組みをつくり、共に支え合う地域社会づくりを進めることが課題となっています。
- アイヌ文化の伝承・普及については、ウタリ協会上士幌支部やウタリ文化伝承保存会などが中心となり、オッパイ山大祭などを通じて行われています。
- アイヌの人たちをめぐる歴史的経緯に照らし、アイヌ文化の保存・振興やアイヌの人たちに対する理解の促進を図る必要があります。

□基本目標

- 平成17年度に策定した※地域福祉計画に基づいて、すべての町民が快適な生活環境の中で、家庭や地域のふれあいや支え合いを通じて、安心して自立した生活が送れるように、地域住民・行政・関係団体が協働して地域福祉を推進します。

□施策の体系



※地域福祉計画

三愛計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画の全体計画として平成18年3月に策定されました。

□主要施策

1. 地域福祉計画の推進

(1) 地域福祉計画の推進

○上士幌町地域福祉計画の基本理念を達成するために、進行管理委員会を設置し、計画の適正な進行管理に努めます。

2. 福祉意識の高揚

(1) 福祉意識の啓発

○町民の福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携し、啓発活動など幅広い取り組みを展開します。

(2) ボランティア意識の醸成

○上士幌町地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会と連携して学校や地域での福祉活動に関する学習機会を拡充するとともに、実践的な福祉活動への参加機会を拡げ、ボランティア活動の活性化を図ります。

3. 地域福祉活動の促進

(1) 福祉団体への支援

○地域福祉活動の中心的役割を担っている社会福祉協議会や各種福祉団体が主体的に自立した活動ができるよう支援します。

(2) 相談体制の充実

○身近な相談窓口として民生委員児童委員などと連携した相談体制づくりを推進します。

○地域包括支援センターの相談体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉ネットワークの構築

○質の高い福祉サービスや情報提供ができるよう、社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種福祉団体などと連携を図りながら、地域福祉ネットワークづくりを進めます。

4. 交流機会の拡充

(1) 交流活動の促進

○高齢者や障がい者、その他家族や親族と町民相互の交流を深めるため、ふれあい広場やスポーツ大会などを開催し交流活動を促進します。

○福祉施設を活用し、ボランティア活動の受入れや介護教室の実施など、地域住民との交流を進めます。

5. 人にやさしいまちづくり

(1) 福祉環境の整備

○高齢者や障がい者に配慮した住宅や公共施設、道路などの整備を図ります。

○住宅改修支援チームを設置し、高齢者や障がい者が安心して自立した生活ができるよう推進します。

- 高齢者生きがいセンター利用者送迎バスの運行形態を見直し、高齢者や障害のある人などの移動手段を確保し、生活環境の充実や行動範囲の拡大を図るため町内循環バスの運行を検討します。

6. アイヌ文化の保存振興と理解の促進

(1) アイヌ文化の伝承・保存

- アイヌの人たちやアイヌ文化についての理解の促進に努めます。
- ウタリ協会上士幌支部及びウタリ文化伝承保存会の活動を継続して支援するとともに、アイヌの伝統的な文化や芸能の情報発信などによるアイヌ文化の伝承・保存に努めます。

第9節 充実した社会保障

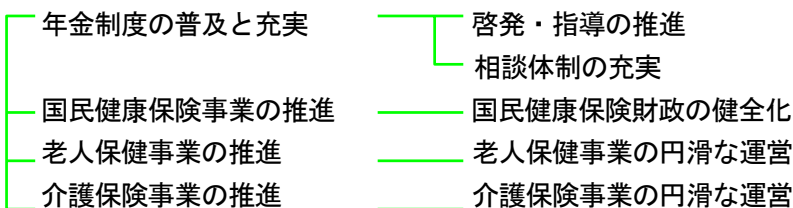
□現状と課題

- 国民年金制度は、これからの高齢化社会に向けて老後の生活設計に果たす役割はますます重要になっています。
- 本町では、昭和35年発足以来、住民皆年金の目標のもとに加入促進に努めてきましたが、少子・高齢化に伴う将来の年金制度への不安や不満を感じる人が保険料を支払わなくなったり、年金異動者による届出をしない人が増えているため、年金制度の重要性を周知し、認識と理解を深めていく必要があります。
- 国民健康保険は、制度発足以来すでに半世紀以上にわたり地域医療の確保と住民の健康増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として極めて重要な役割を果たしてきています。
- しかし、高齢者や低所得者の加入割合が高く、高齢化の進行とともに医療費が増大する一方で、被保険者の国民健康保険税負担能力が低いという事業運営上の大きな問題を抱えています。更に医療制度改革により、国民健康保険で負担する医療費の増加が予想されます。このため、国民健康保険財政の健全化と長期的安定を図るため、国庫負担率の引き上げを強く国に要請していく必要があります。
- 老人保健は、急激な高齢化の進行に伴い老人医療費の増加が著しく、この傾向は今後も続くことが予想されます。更に平成20年4月からの「※後期高齢者医療制度」の創設に向けて制度が年々改正されており、医療費自己負担が引き上げられてきています。高齢者の健康増進や老人医療の効率化、適正化を図っていく必要があります。
- 高齢化の進行や後期高齢者の増加とともに、介護認定者も増加することが予測されます。介護保険制度を安定的に持続させ円滑に運営していくためには「介護予防」を重点に進め、効率的で適切な介護給付の提供を目指していく必要があります。

□基本目標

- 町民の健康と老後の生活安定を維持するため、国民年金制度の普及促進と相談体制の充実に努めるとともに、国民健康保険事業及び老人保健事業の健全な運営と介護保険事業の円滑な運営に努めます。

□施策の体系



※後期高齢者

75歳以上の高齢者。
ジェロントロジー（老年学）において高齢期を2期に区分したとき、65～75歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者という。

□主要施策

1. 年金制度の普及と充実

(1) 啓発・指導の推進

- 年金制度の重要性を認識し、広報紙などにより適正な周知を行い、未加入者への加入促進に努め、住民皆年金の達成を図ります。
- 保険料の高額負担に伴い、未納保険料が増加していることから、保険料未納者の把握と納付指導の強化を図ります。

(2) 相談体制の充実

- 国民年金制度の理解を重点として、他の公的年金制度との関連を踏まえ、相談体制の充実に努めます。

2. 国民健康保険事業の推進

(1) 国民健康保険財政の健全化

- 保険税収納率の向上や診療報酬明細書の点検強化により、財政の健全化を図ります。
- 健康づくりや疾病予防などの保健事業を充実し、医療費の抑制に取り組みます。
- 国民健康保険制度の一層の周知に努めます。
- 被保険者を対象に生活習慣病の一次予防を重点とした「個人健康支援プログラム」をつくり、個々の自主的な健康増進と疾病予防を図るため国保ヘルスアップ事業を実施します。

3. 老人保健事業の推進

(1) 老人保健事業の円滑な運営

- 診療報酬明細書の点検強化とともに、高齢者の健康づくりや疾病予防などの保健事業を充実し、医療費の抑制に取り組みます。

4. 介護保険事業の推進

(1) 介護保険事業の円滑な運営

- 受益と負担のあり方を研究し、制度の円滑な運営に努めます。
- 広報などにより介護保険制度の周知に努めます。
- 介護サービスの人材養成と資質の向上に努めます。
- 3年ごとに、5年を1期とする介護保険事業計画を策定します。

第1節 義務教育の充実

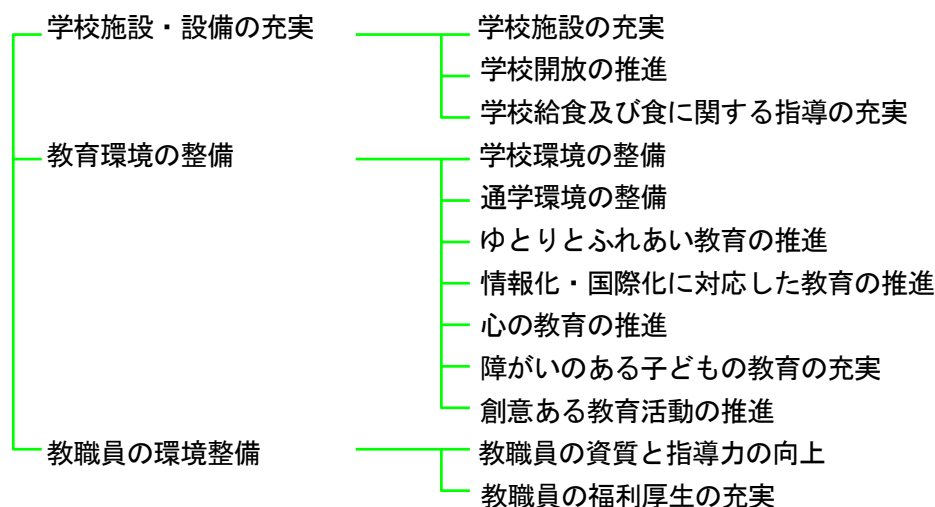
□現状と課題

- 学歴偏重の社会的風潮や受験競争の過熱化などで、子どもたちの生活にゆとりがないことや、学校教育の画一化が指摘され、自然体験や家庭での生活体験が不足し、豊かな心や生きるための知恵が身につけにくいといった問題や、いじめ・不登校などが大きな教育課題になっています。
- このような中で、児童生徒が社会の変化に対応し、自ら学び自ら考える力を育成するとともに、命を大切にし、心豊かで心身ともにたくましく生きることのできる力の育成が求められています。
- また、学校週5日制に対応し、地域の特性を生かした創意ある教育と、学校・家庭・地域が連携した教育環境づくりが必要となっています。
- 本町の義務教育は、小学校7校と中学校1校によって推進されていますが、児童生徒数は減少傾向にあることから、特に小規模校では地域の実態に応じた教育の充実が求められています。
- 学校施設・設備については、施設整備や大規模改修などにより充実されてきていますが、引続き老朽化が進んだ施設・設備の改築・改善や大規模改修が必要です。特に「上土幌中学校校舎」については、「耐力度調査」に基づいた改築を検討します。
- 父母や地域からの信頼に応え、責任ある教育活動の展開を図るため、教職員の研修や交流活動を拡充し、資質と指導力の向上に努める必要があります。
- ゆとりとふれあい教育については、学習指導要領に基づきながら、地域の期待や要請に応えたゆとりと充実の教育を推進しており、集合学習や「総合的な学習の時間」など校外の授業が多くなってきています。
- 平成12年4月から供用開始した学校給食センターは、児童生徒に安全で衛生的な学校給食を提供できる先進的な施設として整備されています。特に、主食（ご飯・パン）については単独で供給できる体制になるなど、バラエティに富んだメニューによる充実した給食の提供が可能となっています。
- 近年、我が国の食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子供の食生活に乱れがみられ健康への影響が問題となっており、学校教育において、食に関する指導の充実が緊急の課題となっています。

□基本目標

- 充実した教育環境の中で、相互のふれあいを深めながら、個性と能力を十分に伸ばすことのできる教育を推進します。
- 活力ある人間を育成するために、豊かな心を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる教育を推進します。
- 学校や通学路において児童生徒や教職員が犠牲となる悲惨な事故を防ぐ為、家庭・地域ぐるみの安全確保のための取り組みを進めていきます。

□施策の体系



□主要施策

1. 学校施設・設備の充実

(1) 学校施設の充実

- 校舎及び屋内体育館など、施設・設備の整備を推進します。上士幌中学校校舎については「耐力度調査」の結果を受けて「改築」を検討します。
- 空き教室を有効活用するため、施設の改修を進めます。
- 「上士幌町学校適正規模等の指針」に基づき、へき地小学校の再編計画を検討し、実施します。

(2) 学校開放の推進

- 各小中学校の屋内体育館を開放するとともに、空き教室の開放を検討します。
- 町民に学校情報を積極的に提供します。

(3) 学校給食及び食に関する指導の充実

- 児童生徒に安全な給食を提供するため、安価で栄養バランスのとれた食料を購入するとともに、メニューの充実と衛生管理を適切に行います。
- 学校における食に関する指導の充実を図るため、学校栄養教諭の導入を検討します。

2. 教育環境の整備

(1) 学校環境の整備

- 各学校の屋外環境整備を進めるとともに、学校周辺の緑化対策を推進します。

(2) 通学環境の整備

- 安心・安全な通学路の整備に努めます。

(3) ゆとりとふれあい教育の推進

- 地域の期待や要請に応えたゆとりと充実の教育を推進します。

(4) 情報化・国際化に対応した教育の推進

○学校教育コンピュータの整備を進めるとともに、英語指導助手の任用により小・中・高生の国際教育の向上と国際理解の意識向上を図ります。

(5) 心の教育の推進

○不登校児童・生徒に対する相談員の配置に努めるとともに、学校・地域との連携をより図ります。

(6) 障がいのある子どもの教育の充実

○幼児から中学生まで通級指導を実施します。

(7) 創意ある教育活動の推進

○豊かな自然を生かした環境教育や平和を願う教育などについては、各学校の創意ある教育活動として充実を図ります。

3. 教職員の環境整備

(1) 教職員の資質と指導力の向上

○教職員の資質と指導力の向上を図るため、積極的に研修や交流活動を拡充するとともに、経験・職能に応じた研修の体系的な推進を図ります。

(2) 教職員の福利厚生への充実

○老朽化した教職員住宅の改修・改善を図ります。

第2節 高等学校教育の充実

□現状と課題

- 高校進学希望者がもれなく進学できるように、関係機関などとの緊密な連携のもとに進路指導体制を一層充実し、人材育成の面からも進学率の向上に努める必要があります。
- 本町にある北海道土幌高等学校は、昭和62年に現在地に移転新築され、近代的施設設備の整った高校として、町内はもとより周辺市町村からも多くの生徒が通学しています。
- 高等教育の内容は、教育水準の向上と高度化・複雑化する時代の要請に応え、先進技術や高度情報化社会に適応できる教育、外国語教育などを促進するための指導体制を充実するとともに、地域活動に参加することにより、職業観の成就や奉仕への意欲と自然や郷土を愛する意識づくりに努めています。
- 過疎化・少子化によって土幌中学校の卒業生が減少し、土幌高校の学級二間口維持が厳しくなっていることから、これまで続けてきた歴史と伝統の灯を絶やさないために、一層の魅力ある学校づくりへの支援が求められています。
- 本町の進めている環境、観光、健康をキーワードとしたまちづくりに対応した、特色のある高校づくりをすすめていくために、これまで「土幌高校振興ランドデザイン」を策定し、特色あるカリキュラムのあり方を検討し、このことを具体性のあるものにするために、更に「小規模校における全日制普通科単位制高校」への転換を検討していくこととします。
また、これにより北海道教育局から示された「公立高等学校の適正配置計画」（指針）に対応し、上高の存続と同校の教育水準の向上を図っていくこととします。

□基本目標

- 土幌高校の存続に向けた取り組みを強化するとともに、地域に根ざした特色ある教育の推進と、キャリア教育を柱とした情報化や国際化に対応した特色あふれる学校づくりをめざします。

□施策の体系

- 高等学校教育の充実
 - 特色ある学校づくり
 - 生徒の確保対策

□主要施策

1. 高等学校教育の充実

(1) 特色ある学校づくり

- 小学校、中学校と高校との連携を強化し、高校の進路指導を一層充実させるとともに、職業観・情報化・国際化への対応を推進します。
- 地域に根ざした特色ある学校づくりを支援するとともに、生徒の国際交流教育を推進します。

(2) 生徒の確保対策

- 魅力ある学校づくりと学級の二間口維持に取り組んでいる、上士幌高等学校振興会の活動支援を継続して実施します。
- 健康増進計画を策定し、健康づくりを効果的に推進することで、全ての町民が生涯を通じて、健康な生活を送ることのできるまちづくりの実現をめざします。
- 保健、医療、福祉、教育の連携と町民の主体的な参画によって、助け合い、支え合う地域づくりを進め、元気で幸せを感じられるまちづくりをめざします。

第3節 社会教育の充実

□現状と課題

- 本町の社会教育は、少年から高齢者の各世代、領域ごとのそれぞれの発達課題に応じて、学習機会の提供を行っています。
- 少年教育は、少年会育成委員連絡協議会と手を携え、学校や家庭では得難い体験や学習の機会を提供しています。今後は、少子・高齢化社会に対応した全町的な視点、さらには広域的な視点による学習機会の提供が求められています。
- 青年教育は、上士幌町青年会の活動をはじめ、リーダー養成を図りながら、指導援助しています。青年会はこれまでも、積極的に社会参加やボランティア活動に参加し、地域づくりの一翼を担ってきています。しかし、他方で、会員の減少化傾向も見られ、多くの参加と活動に対し、支援する必要があります。
- 成人（一般成人・女性・高齢者）教育は、今日的課題に対応した講座をはじめ、趣味・教養の分野では、シルバー学級やシルバーコーラスの開設など、各種研修や講座によって学習機会の提供を行っています。
- 成人・女性は、家庭・職場・地域づくりの中核として多忙な立場にあり、今後ますます個人学習の奨励や個別化に対応する情報の提供が必要です。高齢者には、地域づくりや青少年健全育成のために豊富な知識や経験、技術を生かすための活動を奨励・援助する必要があります。
- 社会教育活動の場は、生涯学習センターが中核となっています。図書館を併せ持つセンターは、学びの拠点として年間約6万人の町民利用で賑わいをみせていますが、生涯学習センターの老朽化に伴い、利用客への安心・安全の確保のための修繕等や町民の生涯学習活動中心の拠点としての機能を充実し、より一層の有効活用をめざす必要があります。

□基本目標

- 生涯の各時期における発達課題の解決に向け、各種学習機会の提供と町民の学習活動を支援し、生涯学習の観点に立った社会教育を推進します。

□施策の体系

社会教育計画の策定	社会教育計画の策定
社会教育推進・指導体制の確立	指導体制の整備・充実
社会教育活動の充実	社会教育活動の推進
社会教育団体の育成	団体の育成・支援
社会教育施設の整備と活用	社会教育の場の確保と活用

□主要施策

1. 社会教育計画の策定

(1) 社会教育計画の策定

○生涯学習の観点に立って、町民の意向を踏まえた社会教育計画を策定します。

2. 社会教育推進・指導体制の充実

(1) 指導体制の整備・充実

○複数の専門的知識を有した職員による指導、相談体制の整備・充実を図ります。

○各種委員の研修機会などの充実を図ります。

○民間有志指導者や外部指導者の発掘・養成に努めます。

3. 社会教育活動の充実

(1) 社会教育活動の推進

○各領域の発達課題と求めに応じて学習機会の提供を図ります。

○社会教育活動に関する情報の提供に努めます。

○学校教育・家庭との連携を強めた推進を図ります。

4. 社会教育団体の育成

(1) 団体の育成・支援

○社会教育関係団体の育成援助及び社会参加への奨励に努めます。

○社会教育関係サークルの育成援助に努めます。

5. 社会教育施設の整備と活用

(1) 社会教育の場の確保と活用

○生涯学習センター及び町内の学習施設の有効活用に努めます。

○生涯学習センターの適正な維持管理に努めます。

第4節 図書館の充実

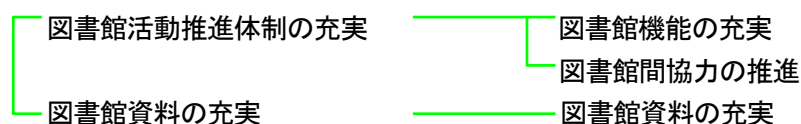
□現状と課題

- 平成4年の図書館オープン以来、急激に貸出冊数が伸びましたが、平成15年をピークに減少傾向にあります。
- 図書館の年間実利用者数は全人口の4分の1を占め、高水準の利用といえます。
- 蔵書冊数は7万8千冊ですが、更なる充実が望まれます。
- 利用者に満足されるための図書館3要素は、職員・資料・施設といわれますが、財政的課題が大きな中で、現在は人材育成を最重視する時期にあります。
- 図書館は、国民の知る権利を保障する機関として位置づけられてきましたが、生涯学習社会の中でますますその位置づけは重要視されています。また、住民の出会いの場、憩いの場としての充実も求められています。

□基本目標

- 住民全ての自己学習の場として、さらに地域文化の創造と地域の発展に資するため、図書館機能の充実に努めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 図書館活動推進体制の充実

- (1) 図書館機能の充実
 - 利用者と資料を結びつけるための知識と技術の習得のため、図書館職員の専門的知識を高めます。
 - 巡回文庫などを通じて、遠隔地の学校・保育所など、地域との連携に努めます。
- (2) 図書館間協力の推進
 - 利用者の満足度を高めるため、管内・道内の図書館との連携を更に強化し、サービス向上に努めます。

2. 図書館資料の充実

- (1) 図書館資料の充実
 - 利用者の様々な年齢層や生活・文化志向に対応できる図書館資料の充実に努めます。

第5節 スポーツの振興

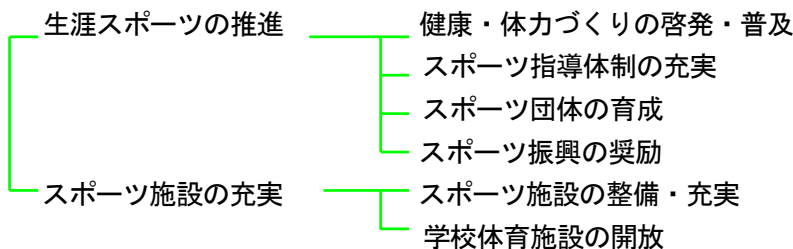
□現状と課題

- 健康や体力づくりへの関心の高まりにより、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送るための生涯スポーツ社会の実現が強く求められています。
- 町民のニーズに応え、健康・体力づくりとして水泳教室やテニス教室・軽スポーツなど各種教室を開催し、多くの町民が参加しています。
- 体育指導委員の協力により、スポーツの実技指導と組織の育成、スポーツ行事を実施していますが、さらにスポーツ振興事業の企画・立案に参画する体制づくりが必要となっています。
- これまで、各種スポーツ施設の整備をおこなってきましたが、それらの中には老朽化が著しいものもあり、点在する野外スポーツ施設の効率的利用など、長期的展望に立った整備計画が必要となっています。
- また、学校体育施設の利用を含めた施設の効率的利用を図ります。

□基本目標

- 地域特性を生かした「健康スポーツ」の普及に努めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたりスポーツに親しむ事のできる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 生涯スポーツの推進

- (1) 健康・体力づくりの啓発・普及
 - ニュースポーツ・レクリエーションスポーツを推進します。
 - いつでも、どこでも、だれもが、スポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。
 - 住民一人一人が健康づくり、体力づくりをめざした、「一人一スポーツ運動」を推進します。
 - ニュースポーツを中心としたスポーツ教室の開催に努めます。
 - スポーツ情報提供の充実（町広報）に努めます。
- (2) スポーツ指導体制の充実
 - 体育指導委員、スポーツ指導員との連携を図り、スポーツ指導体制の充実に努めます。
 - スポーツ指導者研修会の充実を図ります。

(3) スポーツ団体の育成

○体育連盟、スポーツ少年団活動の充実を図ります。

○新規団体・サークルの育成支援に努めます。

(4) スポーツ振興の奨励

○スポーツの振興・発展に寄与された方をスポーツ賞表彰規則に基づき表彰します。

2. スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の整備・充実

○利用しやすい施設をめざし、効率的利用を検討します。

(2) 学校体育施設の開放

○学校体育施設の適正な開放を行い、効率的かつ有効な利用の促進に努めます。

第6節 文化財・地域文化の振興

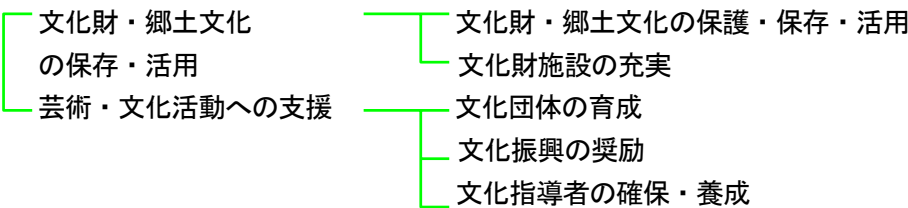
□現状と課題

- 本町では、「三股の永久凍土」など文化財の保護に関する条例に基づく指定文化財を4件、保存樹木指定要綱に基づく保存樹木3件を指定しています。また、文化財保護法により旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋5件及びトンネル1件が登録有形文化財に登録されています。専門職員がいないため事業の展開に困難を抱えています。
- 埋蔵文化財が土木工事などにより破壊されないために、標識を設置するなど保護に努めます。また、大学などの協力を得て分布調査に取り組むとともに、開発業者との調整を円滑に進める必要があります。
- 町民からの寄贈などにより収集した郷土資料は、台帳に登録するとともに画像データベース化し、旧十勝中部農業開発事務所に収蔵しています。今後は、郷土資料や遺跡からの出土品の公開などによる教育的活用の取り組みが必要です。
- 地域文化については、文化協会をはじめとする活動に対し援助し、振興を図っているほか、文化の振興発展に寄与された方に対する表彰を行っており、今後も芸術文化団体、サークルの育成や優れた芸術文化にふれる機会の提供とともに、芸術文化関係の指導者の確保と養成に努める必要があります。

□基本目標

- 文化財を保存し、後世に伝えるとともに、教育的活用に努めます。
- 地域文化の振興に向けた自主的な活動を一層促進し、地域に根ざした文化の発展をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 文化財・郷土文化の保存・活用

(1) 文化財・郷土文化の保護・保存・活用

- 町内に所在する文化財のうち、特に重要なものを指定文化財などとして保護するとともに、保存・活用のための整備を行います。
- 埋蔵文化財の段階的な分布調査を行うとともに、すでに所在の確認されている埋蔵文化財については、標識の設置など保護のための周知を行います。
- 埋蔵文化財の土木工事などによる破壊を防ぐため、開発事業者との事前協議を推進します。

○郷土資料の収集と、その収蔵場所の整備に努めます。

(2) 文化財施設の充実

○教育的活用を進めるため施設の整備を行います。

2. 芸術文化活動の振興

(1) 文化団体の育成

○芸術文化団体に対し援助し、育成を図ります。

(2) 文化振興の奨励

○文化の振興・発展に寄与された方を教育文化賞表彰規則に基づき表彰します。

(3) 文化指導者の確保・養成

○芸術文化関係の指導者の確保と養成に努めます。

第7節 博物館機能の充実

□現状と課題

- ひがし大雪博物館は、昭和45年に開道100年を記念して整備された施設であり、築後37年を経てコンクリートなどの老朽化が進行しています。平成15年に策定された「ひがし大雪エコミュージアム構想」を踏まえ、平成17年度の「教育行政基本方針」で博物館の機能を環境省のビジターセンター（平成21年度着工予定）に継承してもらうとの方針が出されました。
- 博物館活動では、住民も参加する調査活動が行われ、その成果が研究報告で公表されています。また、研究報告には外部の研究者が投稿し、この地域の自然の科学的解明に寄与しています。
- 平成2年から「自然観察ガイド養成講座」を実施し、自然への関心を高めるうえで大きな役割を果たしてきました。今後、受講者が積極的にボランティアとして活動するよう働きかけが必要です。
- 収蔵資料のデータベース化などにより資料の整理が進みましたが、これらの収蔵資料を有効に利用できるよう工夫する必要があります。
- また、廃館後の資料の扱いが課題となります。ビジターセンターで収蔵できないものについては資料の損傷を防ぐため他機関等への譲渡を検討する必要があります。

□基本目標

- 住民参加により博物館の基本機能の充実を図るとともに、地域の自然を生かした多様な活動を推進します。
- 社会に開かれた博物館づくりの一環として博物館のさまざまな活動においてボランティアとの協働を目指します。

□施策の体系

博物館の充実	博物館の整備
博物館活動の充実	博物館活動の推進
鉄道資料館の充実	鉄道資料館活動の推進

□主要施策

1. 博物館の充実

- (1) 博物館の整備
 - 博物館機能を維持させるため、施設の整備に努めます。
 - 新しい情報を提供するよう努めます。

2. 博物館活動の充実

- (1) 博物館活動の推進
 - 町民にとどまらず町外の人々の参加も得て博物館活動を推進します。
 - 本町の自然と歴史を生かす※エコミュージアムを展望し、その拠点（コア施設）としての整備を進めます。

※エコミュージアム

生きものや自然の植生などふれあい、自然を学ぶことのできる自然ふれあい体験のための中核施設。

○動植物の保護や森林の再生など、環境問題への対応に向けた機能の充実を図ります。

3. 鉄道資料館の充実

(1) 鉄道資料館活動の推進

○町民にとどまらず町外の人への参加も得て活動を推進します。

○本町の自然と歴史を生かす「ひがし大雪エコミュージアム構想」の拠点（コア施設）の一つとしての整備を進めます。

第1節 スリムで柔軟な行政体制の確立

□現状と課題

- 急激に変化する社会経済情勢や住民生活における価値観の多様化に伴い、行政に対する住民ニーズは複雑多岐になり、行政需要も増大しています。
- こうした多様なニーズに対応し、豊かさとゆとりを実感できる魅力ある地域を形成するためには、行政の変革と柔軟な行政活動が求められています。
- 地方分権は、地域が自主的・主体的にまちづくりを進めるための改革であり、本町においても、地方をとりまく厳しい環境を認識し、新しい時代にふさわしい行政システムの確立が求められています。
- 行政組織のスリム化は、人口の減少や財政状況が厳しくなっている今日では必須の課題であり、前期においてスタッフ制の導入や課・部局の統廃合を進め退職者の補充を抑制する中で職員の大幅な削減を図ってきていますが、今後も継続して取り組むことが不可欠となっています。
また、付属機関の見直しにより従来56機関の委員会等を32機関に統廃合するなど再編を進め、委員数の圧縮などスリム化を図っています。
- 一方で、新たな行政需要に対応するための人員確保が必要となっています。
このようなことから、時代の変化に即応し、簡素で効率的な行政運営をめざした斬新な組織機構の見直しと職員の適正な配置が求められています。
- 地方分権時代における自治体の役割は、「地域の政策課題を地域の事情に則した基準をつくって実施すること」にあります。このような、地域課題の発見、解決の方法、政策決定等の能力が今まで以上に求められており、効果的な人材育成研修を計画的に推進していくことが必要です。
- これまでも職員の意識改革と能力向上を図るため、研修事業や自治体間での職員の相互派遣などを実施していますが、今後は研修機会の拡充と職員の自主的な研修活動を助長し、※セクションにとらわれない横断的な行政運営により、行政全体の活性化を図る必要があります。
- 地方分権や組織のスリム化等の行政改革により、職員に求められる役割・責任の度合いが高まる中、職員の健康管理とメンタルヘルス対策は自己責任だけの問題ではなく、職場の活性化のための課題として取り組む必要があります。
- 町民と行政の協働に向けては、行政に関する情報提供の充実と住民ニーズを的確に把握し、町民との意志疎通を図っていくことが重要であり、広報・広聴活動の重要性がますます高まっています。
- 本町では、毎月1回定期的に広報を発行していますが、さらに、読みやすく内容の充実した編集により、行政への参加意識の高揚を図れるような住民参加型の広報としていく必要があります。
- 広聴活動については、「まちづくり懇談会」、「町長対話の日」、「メッセージボックスの設置」などを実施していますが、利用率の向上を図るため、町民への周知に努めるとともに、寄せられた意見・提案がどのように行政に反映されているのかを広報していくことも必要となっています。

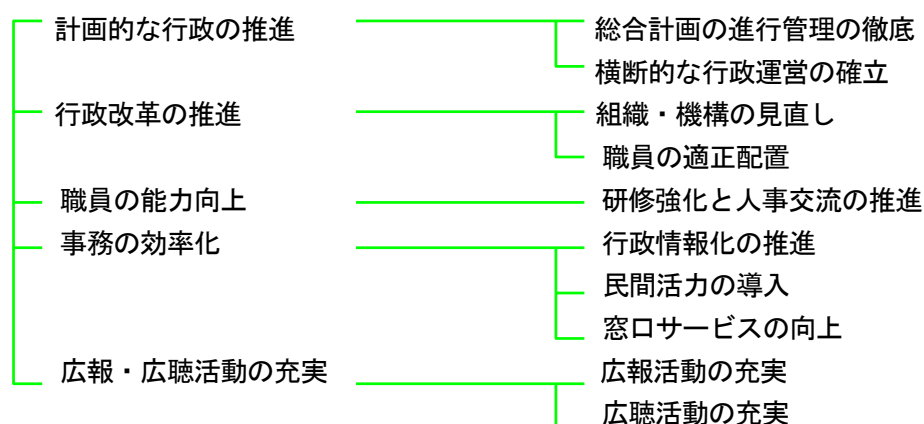
※セクション

組織内における部署、課。

□基本目標

- 行政需要の多様化、高度化に即応できる行政組織・機構の改革を進めるとともに、職員の能力向上と事務の近代化による柔軟かつ効率的な行政運営をめざします。
- 行政情報を積極的に提供するとともに、町民の声を町政に反映させるための多様な意見収集システムを構築し、町民と行政の情報の共有化をめざします。

□施策の体系



□主要施策

1. 計画的な行政の推進

- (1) 総合計画の進行管理の徹底
 - 総合計画を確実に推進するため、進行管理システムの確立を図るとともに、行政評価の推進により、時代の変化に対応した政策決定を図ります。
- (2) 横断的な行政運営の確立
 - 各個別分野の計画づくりや重点事業の遂行に関係部署が連携して取り組むプロジェクト体制を構築し、スピーディーで横断的な行政運営に努めます。

2. 行政改革の推進

- (1) 組織・機構の見直し
 - 地方分権や財政危機などの時代の変化や住民ニーズに対応できる柔軟で横断的な行政組織・機構への見直しを進めます。
 - 非常時などにおける危機管理体制の強化を図ります。
- (2) 職員の適正配置
 - 職員定数の適正管理と計画的な職員の採用に努めます。
 - 行政需要や事務量に応じた職員の適正配置に努めます。
 - 緊急的課題の処理に向けた各課部局間の横断的なシステムを構築します。
 - 職員が行政課題に柔軟に対応できる組織体制をつくります。

- 職員の能力を有効に活用する人事管理に努め、効果的な人員配置を行います。
- 職員の健康保持と活力の醸成などのため福利厚生事業の充実に努めます。

3. 職員の能力向上

(1) 研修強化と人事交流の推進

- 職員の資質と能力向上のため、職員研修機会の拡充と自治体間の人事交流を推進するとともに、民間企業などへの派遣研修を検討します。
- 職員の自主的な研修活動を助長し、向上心と活力を醸成します。

4. 事務の効率化

(1) 行政情報化の推進

- 庁内LANシステムの活用により、情報の共有化、事務処理の迅速化を図ります。
- 情報システムについては、民間への委託等の検討を含め、運営の簡素化・効率化・高度化を推進します。

(2) 民間活力の導入

- 委託方式に変更すべき業務や※指定管理者制度への移行を検討し、民間活力の導入による効率的な行政運営を進めます。

(3) 窓口サービスの向上

- 窓口案内表示の改善と親切で明るい窓口対応の意識づくりと実践に努めます。
- 窓口における事務手続きの簡略化・迅速化を図ります。
- 窓口の集中化・総合化を研究するなど、窓口サービスの向上に努めます。

5. 広報・広聴活動の充実

(1) 広報活動の充実

- 住民参加の広報づくりをめざします。
- わかりやすく内容の充実した広報誌づくりに努めます。
- 積極的な情報提供により町民と行政の情報の共有化を図ります。
- マスメディアなどの活用により、町内外へのPR活動を推進します。

(2) 広聴活動の充実

- 町民の意見を町政に反映させるため、多様な広聴活動を展開します。
- 情報化社会に即した新たな意見収集システムをつくり、町内外からの幅広い意見などをまちづくりに活かします。

※指定管理者制度

自治体が設置した公共施設を民間企業や団体等を指定して管理・運営を委託する制度。

第2節 財政運営の健全化

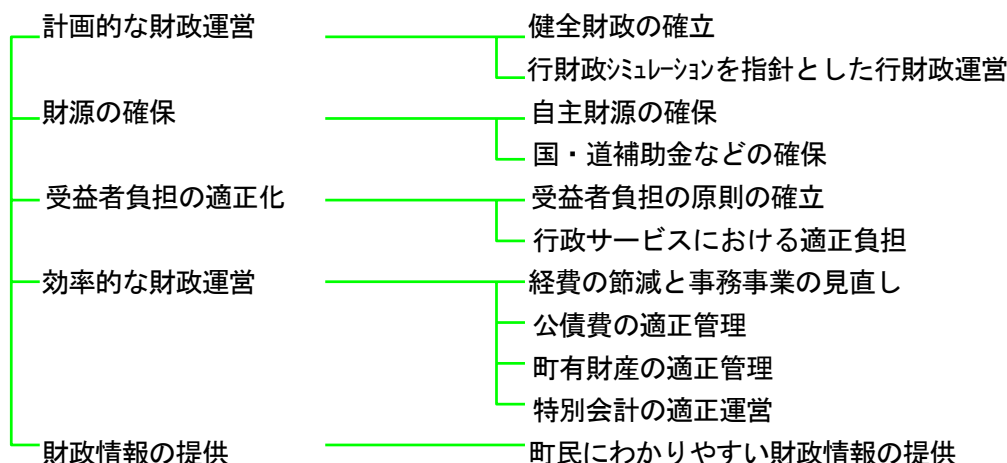
□現状と課題

- 地方においては依然として景気が低迷しており、深刻な財政状況が続いています。
- 本町における財政状況は、税源移譲により町民税の税収は増額の見込みはあるものの、最大の財源である地方交付税が大幅に減少し、景気の低迷・人口減少の影響から町税も伸び悩み、年々厳しさを増しています。
- 一方、歳出においては、急速に進展している少子・高齢化対策や下水道など、生活関連の社会資本の整備、さらには、過疎化に歯止めをかけるためのまちづくりの推進に今後も多額の経費を要すると見込まれます。
- 今後の事業の推進のためには、財源の確保が最大の課題であることから、平成17年度に国営土地改良事業地元負担金の繰上償還を実施し、後年度負担の軽減に努めてきたところです。
- 引き続き、地方交付税の減額が予想され、財政不足を生じることが見込まれることから、行政改革・広域行政の推進により、経費縮減を図る必要があります。

□基本目標

- ※自立のための行財政シミュレーションを基本に、広域による行政の効率化と行政改革を推進し、徹底した行政コストの縮減を図ることで財源不足に対応し財政の健全性の確保に努めます。

□施策の体系



□主要施策

1. 計画的な財政運営

(1) 健全財政の確立

- 自主財源の確保と経常経費の削減を推進し、健全財政の確立を図ります。

※自立のための

行財政シミュレーション

自主自立のための行財政シミュレーションは、平成15年に広域連携（合併）か自立かを模索した際に本町独自に作成したもの。土幌町との任意合併協議会での議論を経て、本町は自主自立を選択した。

(2) 行財政シミュレーションを指針とした行財政運営

- 将来的な町財政運営については、自立のための行財政シミュレーションを基本方針とします。地方をめぐる情勢は将来予測が非常に難しいため、個別事業等の精査は、毎年度の予算編成時に行います。

2. 財源の確保

(1) 自主財源の確保

- 企業誘致や地場産業の振興により税収入の向上を図ります。
- 自主財源の中心である町税の適正な課税と徴収に努めます。
- 未利用の公共用地など町有財産の処分について検討します。

(2) 国・道補助金などの確保

- 事業の実施にあたっては、可能な限り国・道の補助制度を活用するとともに、町債の借入にあたっては有利な資金の確保に努めます。
- 国・道支出金及び町債などの財源について、制度の改善を要望します。

3. 受益者負担の適正化

(1) 受益者負担の原則の確立

- 受益者負担を求めるべきものについては、受益者負担の原則に基づき、適正な使用料・手数料の徴収を図ります。

(2) 行政サービスにおける適正負担

- 行政サービスのあり方などを検討し、行政と住民の役割分担の明確化に努めます。

4. 効率的な財政運営

(1) 経費の節減と事務事業の見直し

- 行政改革アクションプランに基づき、行政の効率化を図り経費の節減に努めます。
- 各種団体などへの補助金などについて、整理統合などの見直しに努めます。

(2) 公債費の適正管理

- 公債費の増大を招かないように、極力起債を抑制し、必要な場合に合っても有利な資金の確保に努めます。

(3) 町有財産の適正管理

- 町有財産の適正管理に努め、有効活用を図ります。
- 老朽施設の改築を計画的に実施するとともに、公共施設の集約などの検討を推進します。

(4) 特別会計の適正運営

- 特別会計は、独立採算を原則とするものであり、適正な料金設定により収入の確保に努めます。

5. 財政情報の提供

(1) 町民にわかりやすい財政情報の提供

- 町づくりの基礎となる町の財政を広く町民に理解していただくため、広報誌などを通じ、わかりやすい財政情報の提供に努めます。

第3節 多角的な広域行政の推進

□現状と課題

- ※モータリゼーションの進展と交通・通信網の発達により、住民の生活圏が飛躍的に拡大しています。また、近年の複雑・多岐にわたる行政課題を効率的に解決するために、自治体の枠を越えた広域的な行政体制が求められています。
- とりわけ、公共施設の広域的な利用や共同設置など、周辺地域との機能分担を明確にした、連携・協力が重要となっています。
- 十勝では、平成元年に全市町村による十勝圏複合事務組合が設立されており、その他に、北十勝4町（音更・士幌・鹿追・上士幌）による広域消防体制や2町（士幌・上士幌）によるゴミ処理及び資源リサイクル事業が進められているほか、平成19年度から十勝市町村税滞納整理機構の設置による広域行政が進められます。
- 一方、国においては、「市町村の合併の特例に関する法律」によって市町村の行政体制の整備を図ってきましたが、都道府県によって大きなばらつきがあり、更に市町村合併を推進するため合併新法が制定され、北海道においても「市町村合併推進構想」を策定するなど新たな合併に向けた動きが出て来ています。
こうした動きの中で合併の議論を進めてきた直後に新たな合併の協議は難しいことから、十勝町村会として当面は広域連携を図る中で、概ね10年を目安として十勝一市構想を目指すとして、北海道が策定する「市町村合併推進構想」に反映させるための意見書の提出を行ってきていますが、「市町村合併推進構想」には反映されず十勝を6つの圏域とする構想が示されています。
- 合併は地域の自主的な判断によるものであり、北海道が示した組合せ以外で合併新法において合併する場合、北海道が策定した「市町村合併推進構想」に追加することとしており、合併新法期限までに対応することが求められています。

□基本目標

- 町民の生活圏の広域化に対応するため、市町村との広域的な連携と協力関係を構築し、圏域の一体的な発展と広域行政体制の確立を図ります。

□施策の体系

— 広域行政の推進	— 広域行政体制の確立
— 広域的な連携・交流の強化	— 広域的な連携事業の推進
— 市町村合併に関する検討	— 調査研究の推進

※モータリゼーション
日常生活において自動車の使用が普及し、一般化すること。

□主要施策

1. 広域行政の推進

(1) 広域行政体制の確立

- 第2次ふるさと市町村圏計画に基づき、十勝圏域の一体的な発展に取り組みます。
- 広域行政を積極的に推進し、効率的な行財政運営をめざします。

2. 広域的な連携・交流の強化

(1) 広域的な連携事業の推進

- 文化・体育施設など公共施設の広域的・効率的な利用のほか、各種イベント・文化・産業など、さまざまな分野における広域的な連携と交流を促進します。
- 近隣市町村との連携による広域観光ルートの形成に努めます。

3. 市町村合併に関する検討

(1) 調査研究の推進

- 新たな市町村合併や広域連携などの取り組みに対応するため、行政改革推進室を中心として調査研究を進めるとともに、町民に情報提供を行い、町民と行政が一体となって検討できる体制を構築します。

人が輝き、町が輝く 北の元気まちをめざして



～第4期上士幌町総合計画基本計画

改定にあたって～

わたしたちのまち上士幌町は、北海道十勝の北部、大雪山系の東山麓に位置する豊かな自然に育まれたまちです。

その厳しくも豊かな自然を背景に、先人たちはこの地を開拓し、その知恵と汗によって農業・林業・観光を基幹産業とする今日の豊かな上士幌を築き上げました。

今、少子高齢化の進行や地場産業の衰退など、わたしたちを取り巻く環境は非常に厳しく、また、地方分権の時代を迎え、めまぐるしい速さで社会は変化しています。

こうした状況の中で、平成14年度から平成23年度までのまちづくりの指針「第4期上士幌町総合計画」が策定されましたが、策定から5年が経過した今日、社会情勢の変化は一層加速し、わたしたちを取り巻く環境もより大きく変化しています。

本町においては、平成15年9月に士幌町との任意合併協議会が設置され、約1年をかけて、まちの将来を左右する歴史的な課題を議論しました。その結果、本町は、広域連携を視野に入れながら自主自立を選択しました。

その後、平成16年7月には総務省の地域再生マネージャー事業に選定され、この事業に取り組む中からイムノリゾート上士幌構想が生まれました。この構想から派生してスギ花粉リトリートツアー、移住体験生活・二地域居住事業、気管支喘息調査などの取り組みが進み、また、NPO団体や地域住民により、本町の情報発信・福祉・環境美化等が自主的に取り組まれています。

こうした気運を大切にしながら、本計画の見直しを行いました。本計画では、豊かな自然と恵まれた環境を守り育てることを基本とし、地域産業の自立化と教育・福祉の向上を図るため、町民と行政の協働によるまちづくりをめざすことを趣旨としています。

計画の見直しにあたっては、町民の皆様をはじめ各種関係団体などの皆様から多数のご意見・ご提言をいただきました。また、町議会におきましては熱心なご審議を賜りました。ここに衷心よりお礼申し上げる次第です。

今後においても、まちづくりの基本目標（テーマ）である「人が輝き、町が輝く、北の元気まち」をわたしたちの知恵と汗で実現させるためにも、町民の皆様をはじめ関係諸機関の厚いご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

上士幌町長

竹 中 貢



人が輝き 町が輝く 北の元気まち 第4期上士幌町総合計画

平成19年3月

発行 上士幌町

〒080-1492

北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

電話 01564-2-2111 (代表)

ホームページ <http://www.town.kamishihoro.hokkaido.jp>

E-mail kikakuka@town.kamishihoro.hokkaido.jp

編集 上士幌町企画課
